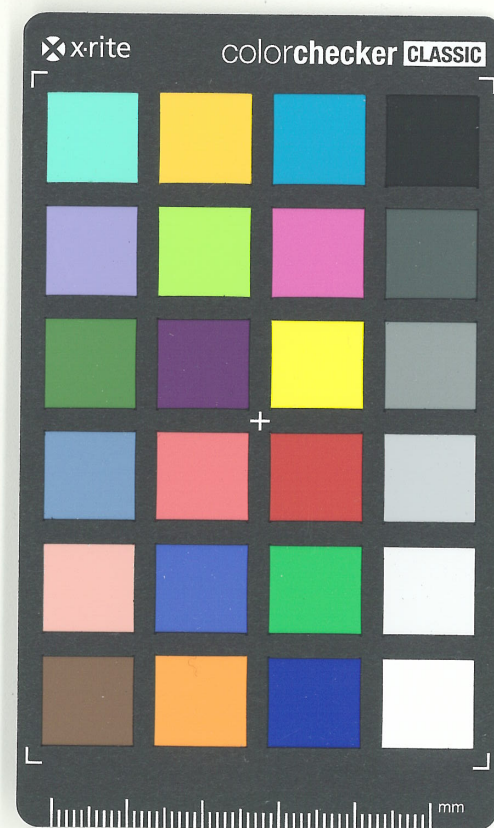


昭和五十三年
第二回臨時会
（五月九日開会）

日野市議会議録

（第十六号）

日野市議会



昭和五十三年
第二回臨時会

日野市議会議録目次

○五月二日 火曜日(第一日)

出席議員	1
欠席議員	1
出席説明員	2
議事日程	2
開会	5
会議録署名議員	5
会期の決定	5
(議案上程)	
議案第四六号 日野市教育委員会委員の任命について	6
議案第四七号 日野市教育委員会委員の任命について	7
会期の延長	7
延会	8

○五月八日 月曜日(第二日)

出席議員	9
欠席議員	9
出席説明員	10
議事日程	10

開	議	13
(緊急質問)		
高橋通夫副議長の不当なマンション建設について		13
市中高層建物建設事業指導基準にかかわる高橋マンションについて		21
四月十四日付毎日、読売各新聞記事(高橋通夫マンション違反建築)について		28
会期の延長		37
延	会	37
○五月八日 月曜日(第三日)		
出	席 議 員	39
欠	席 議 員	39
出	席 説 明 員	40
議	事 日 程	40
開	議	43
(動 議)		
議員高橋通夫君に対し、反省と謝罪及び副議長辞任を求める動議		43
(緊急質問)		
吹上遺跡出土品所在不明の件について		45
(議案上程)		
議案第四五号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について		49
閉	会	61

五月二日 火曜日 (第一日)

昭和五十三年
第二回臨時会

日野市議会議録

第十六号

五月二日 火曜日(第一日)

出席議員(三十名)

一	番	黒川	重憲	君	十六番	奥住	芳雄	君
二	番	市川	芳太郎	君	十七番	石坂	勝雄	君
三	番	秦	正一	君	十八番	滝瀬	敏朗	君
四	番	飯山	茂	君	十九番	林	重義	君
五	番	川嶋	博	君	二十番	市川	資信	君
六	番	中山	基昭	君	二十一番	島村	孝志	君
七	番	大柄	保	君	二十二番	大越	久雄	君
八	番	田中	鯛一	君	二十三番	一ノ瀬	隆	君
九	番	藤林	理一郎	君	二十四番	竹ノ上	武俊	君
十	番	谷	長一	君	二十五番	米沢	照男	君
十一	番	名古屋	史郎	君	二十六番	杉山	寅三郎	君
十二	番	本間	久	君	二十七番	高橋	通夫	君
十三	番	鈴木	美奈子	君	二十八番	佐々木	昭雄	君
十四	番	橘	祐子	君	二十九番	正国	務	君
十五	番	板垣	正男	君	三十番	三浦	重春	君

欠席議員(なし)

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田 喜美男 君
 入役 杉本 好次郎 君
 企画財政部長 前川 恒雄 君
 総務部長 加藤 一郎 君
 市民部長 田倉 高光 君
 生活環境部長 生野 清 君

建設部長 森久保 三次 君
 都市整備部長 成井 正夫 君
 福祉部長 赤松 行雄 君
 水道部長 中島 武男 君
 病院事務長 加藤 一男 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長 中村 亮助 君
 次長 朝倉 敏夫 君
 書記 鈴木 晴彦 君

書記 五十嵐 隆 君
 書記 荒井 一雄 君
 書記 小松 恵美子 君

議 事 日 程

- 一 会議録署名議員の指名
- 二 会期の決定
- 三 議案第四五号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について
- 四 議案第四六号 日野市教育委員会委員の任命について
- 五 議案第四七号 日野市教育委員会委員の任命について

昭和五十二年五月二日(火)
 午前十時開会

追加日程

- 一 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第一、第二、第四、第五及び追加日程第一まで

午後四時五十六分開会

○議長（秦 正一君）

これより昭和五十三年第二回

日野市議会臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員二十九名であります。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の

延長をいたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。

よつて会議時間を延長することに決定いたしました。

次に日程第一、会議録署名議員の指名の件については議長において指名したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認め、

四番 飯山 茂 君

五番 川嶋 博 君

を指名いたします。

次に日程第二、会期の決定の件を議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。

〔議会運営委員長登壇〕

○議会運営委員長（本間 久君）

それでは議会運営

委員会を先ほど開かれまして確認されましたことを御報告いたします。

お手元に配付されております、昭和五十三年第二回臨時会の

会期日程に沿ひまして、本日は午前十時から開かれることにな

つておりましたけれども、若干議運が延びまして、若干時間が

延びていることを報告しながら日程第三にありますように、議

案第四五号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決

処分の報告承認について、それから日程第四の議案第四六号、

日野市教育委員会委員の任命について、同じく日程第五の議案

第四七号、日野市教育委員会委員の任命、この三議案が上程さ

れておりますけれども、まずこれを御審議願ひたいと思ひます。それといままで議運が時間を相当割いたわけですけれども、緊急質問が四件ばかり出ておりますので、それにつきましては議長一任ということで、これから議長の方から計らいあると思ひ

ますので、そのようなことで議運としては確認されたわけです。

会期につきましては、本日一日ということでございます。すでに遅れておりますから五時までということでありましたけれども、その件につきましてはいま議長が皆さん方にお諮りした

とおりだと思います。以上です。

○議長（秦 正一君）

ただいまの議会運営委員長の

報告のとおり会期を決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」「ちよつと議事進行」と呼ぶ者あり〕

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）

大事な点なので確認しておき

たいと思いますけれども、私は議会運営委員会で去る三月の議会で高橋副議長の、いわゆるマンションの建設問題について緊急質問を、発言通告したわけでありすけれども、これについてはその緊急性を全会一致で認めた上で開会冒頭緊急質問をやる、こういう経過の中で、結果的には流会になり、その懸案が積み残されたまま約半月間経過した。こういう事実経過からしてきょうの臨時議会の開会冒頭緊急質問をさせるべきだと、こういう主張をしたわけでありすけれども、最終的に議会運営委員会で合意に至らないために、結果的に議長権限で議事日程を処理していく以外にないだろうということでありす。議会運営委員会で議長権限で議事日程にのせていくということまでは確認しておりません。確認できない、合意されないからこそ議長権限で議事日程を進行させていく、こういうことになったわけでありす。その点について大事なことです。で事実経過に照らして一言述べておきたいと思ひます。

○議長（秦 正一君）

ほかに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。

よつて会期は本日一日と決定いたしました。

お諮りいたします。この際日程の順序を変更し、日程第四、第五を先議いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。

よつて議案第四六号、日野市教育委員会委員の任命の件は原案のとおり同意されました。

これより議案第四七号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四七号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。

恐縮でございますが、空白の部分の上の欄から、住所、調布市調布ケ丘一丁目三二の八、生年月日、大正二年五月五日、氏名の欄に倉又秀作と御記入をお願いいたします。同氏も再任でございますことを申し上げ、よろしくお願いいたします。

○議長（秦 正一君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。

よつてこの際日程の順序を変更し、日程第四、第五を先議することに決しました。

これより議案第四六号、日野市教育委員会委員の任命の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

それでは議案第四六号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本議案は、日野市教育委員会委員の任命に関するもので、地方教育行政組織及び運営に関する法律第四条第一項の規定により、議会の同意を求めるものであります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

恐縮でございますが、御送付いたしております議案書の白い部分の中に、氏名は森久保敏治、住所、日野市高輪三二八、生年月日、大正九年五月十八日と御記入をお願いいたします。同氏は再任でございます。以上です。

○議長（秦 正一君）

これより質疑に入ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

本件について御意見があれば承ります。なければこれをもちて意見を終結いたします。

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決する

これより本件を採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。

よつて議案第四七号、日野市教育委員会委員の任命の件は原案のとおり同意されました。

議事の都合により暫時休憩いたします。

午後五時 十分休憩

午後七時三十一分再開

○議長（秦 正一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し議題といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よつてこの際会期の延長の件を日程に追加し議題とすることに決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今臨時会の会期は本日までと議決されておりますが、議事の都合により会期を五月八日まで六日間延長いたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。

よつて会期は五月八日まで六日間延長することに決しました。
お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ延会いた
したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。

よつて本日はこれにて延会することに決しました。

明日三日より七日まで休会とし、次回の本会議は八日午前十
時より開議いたします。

本日の未了日程は八日の日程といたします。本日はこれにて
延会いたします。

午後七時三十四分延会

五月八日

月曜日

（第二日）

昭和五十三年
第二回臨時会

日野市議会議録

第十七号

五月八日 月曜日 (第二日)

出席議員 (二十九名)

四番	欠席議員 (一名)	飯山茂君
一	黒川重憲君	十七番
二	市川芳太郎君	十八番
三	秦正一君	十九番
五	川嶋博君	二十番
六	中山基昭君	二十一番
七	大柄保君	二十二番
八	田中銅一君	二十三番
九	藤林理一郎君	二十四番
十	谷長一郎君	二十五番
十一	名古屋史郎君	二十六番
十二	本間久君	二十七番
十三	鈴木美奈子君	二十八番
十四	橘祐子君	二十九番
十五	板垣正男君	三十番
十六	奥住芳雄君	

石坂勝雄君	滝瀬敏朗君	林重義君	市川資信君	島村孝志君	大越久雄君	一ノ瀬隆俊君	竹ノ上武男君	米沢照男君	杉山寅三君	高橋通夫君	佐々木昭雄君	正国務君	三浦重春君
-------	-------	------	-------	-------	-------	--------	--------	-------	-------	-------	--------	------	-------

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田 喜美男 君
収入役 杉本 好次郎 君
企画財政部長 前川 楓雄 君
総務部長 加藤 一郎 君
市民部長 田倉 高光 君
生活環境部長 生野 清 君

建設部長 森久保 三次 君
都市整備部長 成井 正夫 君
福祉部長 赤松 行雄 君
水道部長 中島 武男 君
病院事務長 加藤 一男 君
教育長 倉又 秀作 君

会議に出席した議会事務局職員の職氏名

局長 中村 亮助 君
次長 朝倉 敏夫 君
書記 鈴木 晴彦 君
書記 五十嵐 隆 君
書記 荒井 一雄 君

書記 平川 雅弘 君
書記 川上 輝子 君
書記 安原 清美 君
書記 小松 恵美子 君

議事日程

昭和五十三年五月八日(月)

午前十時開議

- 一 緊急質問 高橋通夫副議長の不当なマンション建設について
- 二 緊急質問 市中高層建物建設事業指導基準にかかわる高橋マンションについて
- 三 緊急質問 四月十四日付毎日、読売各新聞記事(高橋通夫マンション違反建築)について
- 四 緊急質問 吹上遺跡出土品所在不明の件について

五 議案第四五号

日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

追加日程

一 会期の延長

本日の会議に付した事件

日程第一から第三及び追加日程第一まで

午前十時十九分開議

○議長（秦 正一君）

本日の会議を開きます。ただいまの出席議員二十三名であります。

これより日程第一、高橋通夫副議長の不当なマンション建設の件を議題といたします。米沢照男君の質問を許します。

〔二十五番議員登壇〕

○二十五番（米沢照男君）

高橋通夫副議長の不当なマンション建設について緊急質問をいたします。

去る四月十四日の毎日新聞によりますと次のように書かれております。「何のための指導基準」という見出しで「市議が無視してマンション」そして記事の内容としては、高さ三階以上、または十メートル以上の建物を建設する際は事前に市に建築申請を提出し、市の行政指導を受けた上で、基準に基づく協定を結ばなければならないことにしている。ところが高橋議員は協定を結ばないまま建築を強行、市は昨年六月建築中止命令を出した。しかし高橋議員は無視して昨秋マンションは完成、現在すでに入居している。

さらにマンションの敷地には昔のあぜ道だった四十平方メートルほどの国有地があり、その払い下げ手続が終わらないうちに建設に着手したこともわかった。このため国からおりた払い下げ許可を市長がまだ決裁せず、宙ぶらりんのままだ、こういう報道がされたわけであります。そこでこの新聞で問題提起を

され、あるいは疑問が投げかけられた幾つかの点について質問をしたいと思います。

私がこの問題について緊急質問の通告をしましたのは、単に興味本位で質問するわけではありません。なぜ質問するかについて具体的な質問に入る前にその立場を明らかにしておきたいと思ひますけれども、この新聞に報道されたことが事実といたしますと、これは単に高橋議員だけではなしに、日野市議会全体の品位とそして権威にかかわる問題だと考えております。それは即日野市議会のイメージダウンにもつながる問題であると思ひます。したがって事の真相、事実経過を明らかにして、その白、黒をはつきりさせる必要があると考えております。さらにこうした指導基準の無視、こういうことがそのまま黙認されるということになりますと、他の開発業者に対する行政指導が全く効をなさない、そういう結果になるということが今後の問題として非常に重大な問題だと、こういうふうに考えております。かつて緑豊かなであった多摩丘陵地帯が、いわゆる乱開発によつて緑が破壊される、そしてその後がけ崩れやさまざまな災害、そして人口急増による財政危機など、市財政にもたらした状況は大きなものがあるわけであります。こうした事実経過を踏まえてみましても、過去の経験を生かして秩序ある町づくりをしていかなければならない、こういうことから指導基準が設けられ、そして行政指導のもとで開発行為がされてきているわ

けです。そういう点から考えましても指導基準に基づく開発行為を行政としても、これからも引き続き強めていかなければならないと思います。第二期革新市政が目指しております緑と文化の市民都市づくり、この方向に向けてもさらに一層新しい町づくり、秩序ある町づくりを進める、という観点からも一層強力な行政指導が必要になってきているわけです。そういう点から今後与える影響を懸念して質問をするわけであります。

まず質問の第一点は、新聞でいろいろ書かれておりますけれども、また全員協議会で若干経過について報告がされましたけれども、この申請、そして協議、着工に至るこの経過はどうであったのか、まずこの事実経過についてお伺いをしたいと思います。

それから協議も成立していない、それから国有地の払い下げも手続きとしては完了していない、こういう段階でどうして工事だけが先行してしまったのか、この点についても合わせて伺いたい。

しかも、すでに入居してしまつてゐる。こういうことが今後も行われるとしたら、あるいは一つの悪例として、ああいうことをやっているじゃないか、なぜおれだけを責めるんだ、なぜわが社だけを責めるんだ、という形で開き直られたら、このせつかくの指導基準というのは、全く形骸化してしまふ、かつての無秩序な開発がどんどんやられる、ということになると思うん

い下げの許可がおりております。七月の四日に工事中止の通知を出しております。この際、赤道の処分を手続きを完了してから工事をするようにということで、工事の中止が出ております。さらに八月の二十八日、工事が進行しておるということで、現場を視察に行きまして、さらに工事の中止を申し入れた次第でございます。

さらに五十三年の二月の二十八日、建築協定が未協定のまま着工されてることにつきまして、これに対する弁明の回答を要求し、現在に至つたわけでございます。

なお、二番目の今後の問題といたしましては、これが解決の促進をしたいところでございますが、一応、赤道の処理が先決であるということで、私の方は赤道の処理が済むまでは、いかんともしがたく思っております。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 答弁いいんですか。協議も成立していない、また国有地の払い下げも終わつてない、こういうふうな状況の中で、工事がすでに着工され入居もされてる。こういったあれば、指導要綱を形骸化していく一つの原因になつてしまふのではないか、市としてはどういうふうに対処しているのか、いまの答弁でよろしいんですか。（「議長」と呼ぶ者あり） 市長。

○市長（森田喜美男君） いま建設部長の方から日程的な事実経過としてお答えいたしましたとおり、一番いい

です。この点についてどういう経過の中でそういうことがやられてしまつたのか、この点についてもお伺いしたい。

それから今後、市当局としてどうこの問題について対処しようとしているのか、この点についてお伺いしたいと思います。まず、以上三点についてお伺いいたします。

○議長（秦 正一君） 米沢照男君の質問についての答弁を求めます。建設部長。

○建設部長（森久保三次君） ただいまの質問につき

まして、第一点の経過について御説明申し上げます。五十一年の十二月の二十日、中高層建築物建設事業基準による事前協議の申請書が提出されました。五十一年十二月の二十三日、不動中七号線の廃道を市議会で認定しております。五十一年一月の二十八日にこの建築確認が東京都西部建築事務所しております。それから二月の十一日着工、四月の一日に市より国へ赤道の払い下げ申請をしております。廃道敷の譲与申請でございます。

以上に基きまして、四月十一日この中高層の建築物建設事業指導基準に基づく事前協議の行政指導につきまして、決裁の決裁書を起しております。この際、この決裁は、この赤道が処理するまで保留である、ということで保留になっております。

六月の九日、程久保川への排水の放流の許可が南多摩建設事務所からおります。六月の二十三日に赤道は国より市へ払

のは、ある時点で進行をとどめて、そうして土地の取得、いわゆる赤道部分の取得、それから建築協定の締結、それらを進めていただくということが一番の順序である。事柄が逆に建物の方が進行してしまつた関係上、結果、そういう手順がなされてない、ということ指摘せざるを得ない。そのことを御本人にも伝えましたり、あるいは文書で差し上げた、ということでありまして、これからのことは、いわゆる指導基準をないがしろにされては、行政の維持が成り立ちませんので、何らかの方法で一応の結着をつけて、そうして市民にも指導基準を守つていただき、それからわれわれ行政としても、より能力を保つ努力をいたしまして、秩序ある町づくりに積極的に取り組まなきゃならない、とこのように考えております。

○議長（秦 正一君） 米沢照男君

○二十五番（米沢照男君） これまでの経過についていま答弁があつたわけですが、事前協議の申請が出されて、約二カ月後に建築確認がおります。この間に協議が成立していなければいけないわけですが、この約二カ月間、つまり建築確認がおりますまでの間、どういふ協議がなされたのか、協定が成立するまでに話が煮詰まつていたのかどうか、それとも中断されていたのか、その点について再質問いたします。

○議長（秦 正一君） 建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 建築確認につきまして

は、東京都でございますが、指導基準による事前協議の申請書に基づく庁内の関係各部署の協議につきましては、各所管部の要望する事項を取りまとめまして、一応これを協定書としてまとめ、決裁を受けた上に申請者と市と協定する、という手順でございますので、申請者につきましては、正式には協定書の内容というものは、まだ発表してないわけでございます。こちらで行政指導としての協定書の事項を、市長から決裁を受けた後に協定を結ぶという性質のものでございますので、この協定書が、まだ赤道の処理をしてから協定を結ぶという市長からの命令のために、この決裁は保留ということでございます。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）

私がお伺いしているのは、開発行為なりあるいは中高層の建築行為なり事前協議の申請が出される。そこで各部署の意見を取りまとめた形で協定書の準備作業に入ると思ふんですね。そしてその準備段階を経て最終的には市長の決裁で協定、とこういうことになるかと思ふんですが、そういうことがないまま二月の段階で着工に入り、さらに着工から二カ月もおくれて建築指導基準に基づいて決裁書がつくられた。事前協議の申請書が出されて二カ月後に建築確認があり、そしてさらに二カ月後にその決裁書がつくられた、こういう経過になつてゐるんですね。この種の建築なり、開発行為なり、年間相当数あるわけですが、通常、こういう経過

○二十五番（米沢照男君）

建築確認は、申請が出

されて何カ月でしたかね。三カ月だか半年だか、とにかくそういうつまり建築確認は法にかなつてゐる限り、おろさざるを得ないという、それは承知してゐます。しかし、たとえ一住民からでもクレームがついた場合には、その限りにあらずといひますか、私は何回も経験してゐますが、少なくとも市のいわゆる行政側がまだ協議が成立いたしません。という意思表示するだけでこの着工は延ばせただろう、というふうに思つてゐるんですが（「そのとおり」と呼ぶ者あり）その点はどうですか。この建築基準に基づく行政指導というのは、法的に何らの拘束力もない、そんなことは百も承知でつくつた基準だし、またその基準に基づいて行政指導がされてゐるわけです。それだけに行政側の、あるいは事務当局の対応もきちつとされていかなければ、せつかくの基準がいくらつばなものかできてゐないものかしろにされてしまふ、そういうものだろう、というふうに思ふんですね。年間、相当数のこの種の開発指導基準に基づく行政指導がなされてゐるわけですが、こういうケースは、日常茶飯事どこでもいつてもやられてゐるんですが、事実上行政指導が無視されて、工事だけはどんどん着工されてしまふ、入居されてしまふ、ほかにそういうケースがあるわけですか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

市長。

過で処理されてゐるんですか。この経過を見ますと、常に工事が先行しちゃつてゐるんですね。私のこれまでの理解では、この事前協議が整わないうちは、都としても開発行為なり建築確認なりはおろさないというふうな理解してゐるんですが全くその協議を無視して都の方はほとんど都の権限で建築確認をおろし、あるいは開発行為の許可をおろす、こういうことじゃないんたろうと思つてゐるんですが、その辺はどうですか。

○議長（秦 正一君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

建築確認申請の建築確認

につきましては、申請の日から何日以内に許可をおろさなければならぬという法律があるようでございます。したがつて、建築の確認は一月の二十八日付で西部建築指導事務所から確認されているということでございます。

なお着工につきましては、市の方といたしましては、全く知らなかつたわけでございますけれども、ただいま二月二十一日と申し上げましたのは、先般、全員協議会での高橋議員の発言によつて承知したものをメモして、これで申し上げたわけでございます。着工については市としては全く知らなかつたわけでございますが、工事が進んでゐるということを承知しましたので、七月四日付で工事中止の通知は出したわけでございます。以上でございます。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○市長（森田喜美男君）

御指摘の件は大変残念

なんです。市の指導いたします指導要綱と、それから建築確認事務とは必ずしもリンクいたしておりません。それが正確にリンクするようにということを、市長会等で東京都の建築指導当局に要請をいたしております。

今回も日影条例の施行に伴います紛争の調停機関を地元でつくつてほしい、こういうことを東京都からも言われておりますけれども、確認申請からおおむね一カ月以内で紛争の処理をしないやならない、こういう条件を東京都が出してきております。それをせめて三カ月ぐらいの期間を保つように、ということをまた市長会等で要請をいたしております。つまりリンクしてありませんので、したがつて確認事務をおろす当局は、一定の基準に合ひ、法令に合ひしておるものについては、ある期間内に、期間の中に処理をしないやならない、こういう状況になつてゐるということでありまして、したがつて、そこで指導基準というものとの差が出てくるわけですが、しかし、それはそれなりに協定が整いましたものを確認をしていただくように、とそういうことを要請をしておるわけでありまして、正確にはリンクしていないというのが現状であります。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）
それでは確認をいたしますけれども、この指導基準に基づく協定書はまだ結ばれてな

い、それから国有地の払い下げ手続もまだ完了していない、こういう確認でよろしいですか。

○議長（秦 正一君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

協定書は結ばれておりません。国有地の払い下げにつきましては、国から市へは払い下げておりますけれども、市から高橋議員にはまだ払い下げはいたしておりません。以上です。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）

そこで冒頭の質問で私申し上げましたけれども、こういう行政指導無視といいますが、指導基準が事実上ないがしろにされるということが、市民の範を垂れるべき市会議員がそういう行為をやつてるということになりますと、これまでの開発行為、あるいはこれからの開発行為に対する行政指導が全く無効にならざるを得ない大変重要な問題を含んでいると私は思います。たとえばある一団地造成の開発行為に対して、数年たたずしていろいろ欠陥が生じたと、あそこも手直しさせなければならぬ、ここもさせなければならぬというケースが生じた場合、市側が強力な行政指導をやろうと、しかし、相手側からは、こういうケースがあるじゃないかということで開き直られたら、全くなすすべもないということになりはしないか、そういう点で秩序ある今後の町づくりを進める点で、かなり重大な問題を私は含んでい

何回かの交渉の結果、手抜き工事を認めざるを得なくなつて約二千万の解決金を支払つたと、こういう記事が報道されたことがあります。こういう業者ですから合法性を全協の場で強調しても、こういう前歴を持つ業者ですから、そう信頼のおけた話ではないだろうと、こういうふうに思うわけです。これは蛇足でありますけれども、全協でああいう異例な釈明がされたということについて大変私は本意でありますので、あえてそのことを触れたわけがあります。

先ほど市長から、この問題については今後の影響も考え、何らかの方法で決着をつけたいと、こういうふうに言われておりましたけれども、この何らかの方法というのは具体的にはどういうことを考えておられるのか。すでに相当経過をしておりますので、これから考えるというんでは遅きに失した感がありますので、すでにこの何らかの方法についてまとまつたものがあるんだらうと思ひますので、その点について再度、質問いたします。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

実はいま、いままで持

つております市の開発指導基準並びに中高建築指導基準の、今日の情勢に合わせるための改定を内部で取り組んでおります。その中の一つの制裁規定というものがあつたわけではありませんが、守つていただくということをもろんだ前提といたしますけれ

るというふうに思つております。特に高橋議員については、かつて市営住宅の建設が計画された際に、市営住宅が建設されると高幡駅周辺のラッシュを激化させることになるんだ、という言い方で反対の意見が述べられたことがあります。その御本人が不当なマンションをしかも手続を経ずに強行しているという点、特に私は指摘せざるを得ないというふうに思つております。

先日、全員協議会できわめて異例な形で業者の釈明あるいは経過の報告がされました。一口に言つて、合法的にやつてゐるんだと、間違いないんだということを言つたわけですが、あれあの七生地域の多摩丘陵の開発行為、乱開発、いまだにその悪影響といひますか、被害が出てゐるわけですが、あれの一連の開発行為はすべて合法の名のもとにやられたわけです。合法だといふふうに言つておりますけれども、確かに法的にみれば合法的かもしれせん。しかし社会的な責任という点からみれば、私は不当と言わざるを得ないと思ふんです。特にあの業者については、調べたわけではありせんけれども、かつて一昨年の十二月二十八日の「赤旗」に記載された報道ですけれども、「手抜き工事を認めざるを得なくなつて、一千九百五十万円の解決金を被害者の会に支払つた」と、こういうことが載つております。これはつまり建築工事でいろいろコンクリートのひさしが落ちるとか、雨漏りで畳が腐つてしまつと、こういうことが関係住民から問題になつて被害者の会がつくられた。

ども、必ずしも守られないというような際には、対応策といったしまして下水の市の施設についての受け入れをしない、あるいはごみの収集をしない、または最終的には市民にやはり事実を知つていただくという、広報によつての公表もしなければならぬだろうと、こういうようなことを決着しないしは反省の手段と考へております。以上です。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）

新聞に報道されてから

すでに二十数日経過しているわけですが、この二十数日間の経過の中で、この当事者から事務当局に何らかの話合いの申し入れなり、当面の対処策について相談があつたとか、あるいは障情があつたとか、そういう事実がありますか。

○議長（秦 正一君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君）

赤道の払い下げ促進方

について申し入れがございました。なお赤道の払い下げが決まりますれば、これも続いて当然協定書ということになりますけれども、その前段の払い下げの申請の促進方、申し入れがございました。以上です。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）

先ほどの市長の答弁で

すけれども、下水なりあるいはごみ収集なりで、いわゆる対応策をとりながら反省を求めるといふ意味の答弁あつたんですけ

れども、これだけではちよつと私は今後の対応策にならないんじゃないかという気がちよつとするんですが。要はもちろんすでにそういう必要な手続を経ずに着工され、入居もしてしまっているということですから、それを前に戻せと言つても戻せないわけです。ですからそれは行政の立場から当事者を呼んで、ただすべきところはただすと、反省もさせると、そして必要な手続を、これは後追いにはなりませんけれども、一早くそういう手続を完了させるということも同時にやはりやる必要があるんじゃないかと、こう思うんですが。それは当事者がそうは言つてもこれまで新聞に報道されたという経過もあつて、なかなか態度として素直になれないというかしたがって強行手段しかとりようがないと、こういうことなのか、そう市長は半断されているのかどうか。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

これらの指導基準に該当いたします、工事の申請等あるいは工事等につきましては、多少、前後する面は全然ないということもないわけでありまして、つまり建築確認がおりた、そのほかの都合で仕事を早く進めたい、しかしその中にいずれ余り時期も過ぎないときに協定書も成り立つということが通例でありました。このたびの件につきましては、私は順序といたしまして当然その場所にありました国有地、すなわち赤道を手続によつて取得をされた上で手続が始まる

て私の質問を終わりたいと思ひますが、過去の大企業による開発行為によつて、日野市の主として多摩丘陵の緑が破壊されて、しかもその後さまざまな災害をもたらした。と同時に人口急増によつて学校建設その他公共施設の不足が人為的につくり出された中で、さらに財政危機に拍車をかけた。そしていわゆる無秩序な町づくりが進められてきたわけですが、こういう経過の中で一つの反省として、市民の立場に立つてより住みよい新しい町づくりの方向を目指そうと、こういうことから積極的な立場から指導基準がつくれ、それに基づいての行政指導がされてきているわけでありまして。今後さらにこうした立場を強めていかなければならないわけでありまして、このことは緑と文化の市民都市づくりを目指した第二期革新日野市政が、圧倒的多数市民の支持によつて新しいスタートを切つたと、こういう経過からみましても、このことは多くの市民が望んでいることだろうというふうに確信をしております。したがつてこの指導基準あるいはそれに基づく行政指導がないがしろにされるというようなことがあつては、今後の町づくりにとつて大きな弊害になりますので、さらに強い立場、強力な行政指導を徹底してやっていただきたいと、この問題についても早急に当事者には反省させるべき点は反省をさせた上で、早期に処理をして今後に影響を残さないように、そのことを強く要望して私の質問を終わります。

べきであると、特に議会ですでに、多分そういう事前の申し入れがあつたせいでしようが、廃道を議決し、市としては払い下げも受け、つまり市の所有に属し、そして個人からも申請が後で出された、つまり着工の方がずっと先なんです。そこに問題が私はあるんではなからうかと。当然、その土地も聞くところによりますと、その場所の敷地の中に計算されているそうでありまして、そうであればなおさら自分のものにされてからでない、そういうことはできないはずであります。（「違つていゝ」と呼ぶ者あり）違つておれば訂正もいたしますが、私はいまのところそのように考えております。そういうことで、要するに一たん中止をして、そういう手続をすつかりされて、正常な進行でやっていただくと、これが当然求める行政側の手順であらうと、こう考えておるわけであります。この間の全協の弁明の中には、違法性もないし、それから国有地であつた赤道も侵していない、いらないと、こういうことでありましたから、それならまた話は少し変わってくるなと、こういう感じでおります。もちろん後追いになりましたも、持つてもらう施設、たとえば道路の拡張でありますとか、あるいは負担金の支払ひでありますとか、こういうことは当然、後にもやっていただくこととなります。

○議長（秦 正一君）

米沢照男君。

○二十五番（米沢照男君）

それでは最後に要望し

○議長（秦 正一君）

これをもつて高橋通夫副議長の不当なマンション建設に関する緊急質問を終わります。

これより日程第二、市中高層建物建設事業指導基準にかかわる高橋マンションの件を議題といたします。

島村孝志君の質問を許します。

〔二十一番議員登壇〕

○二十一番（島村孝志君）

過日の新聞報道、さら

には全協を通じてのそのあたりの経過の説明、あるいは釈明、こういったものがございましてから、三月議会における緊急質問、あるいはこの臨時会、二日に開催をされました臨時会の中の緊急質問、それぞれが今日の緊急質問の場というふうにな、大変この期間間がおかれておるわけでございますけれども、望むらくは私は本人の強い反省と、あるいは謝罪ということの中で、今日この緊急質問することがないようにしないで済むことに期待を持っていたんですけれども、残念なことに今日に至るまで、そういったこともなく緊急質問をやらざるを得ないという結果になつてしまつたことはたとえ立場が保守、革新というふうに違えども同じ議員という立場で、議員個人の市の指導基準を守つたか、守らないかということについての自身を解明しなければならぬという非常に残念な事態であるというふうに考えざるを得ないわけです。いま米沢議員からる質問がされ、答弁もございましたから私の質問の中心であります、日野市の

中高層建物建築指導基準無視ということは、ほぼ決定的な状況ではありますけれども、さらに確認をする意味で私からも幾つかの点について質問をしてみたいと思います。

まず第一点目の質問ですけれども、現在までにおけるこの指導基準を無視をされてといいますか、指導基準に基づく協定がなされないままに三階以上、あるいは十メートル以上の建設物が建築を始めてしまった経過はあるのかどうかということ。さらにはそういう事実があるとするならば後追いになりますけれども指導基準に基づく協定はどのような経過で、その後につわる協定、あるいは話し合いというものを進めていき、解決されているのか、この辺について一点目、現在までの経過について質問したいと思います。

申すまでもなくここに私が立つて質問することは、先ほど米沢議員も言われておりましたけれども、全く民間の業者による行為であるならばなにもここに出て来て質問をするほどのことはいないだろうと思います。しかしながらそのことが本場に議員という立場で、あすの日野市を本場に住み良い町をつくっていくというものとにつくられたこの指導基準が、議員みずからの手によつて破られているのかとく報道されていることに疑問を持ち、今後の市政を進める上で心配をする上で質問しているわけです。そこで高橋マンション建設につきまして、先ほどの部長の答弁でもありましたように、事前協議の申し入れがさ

○建設部長（森久保三次君）

第一点目の件でござい

ますが、協定書が結ばれないまま高橋マンションの建築が着工され竣工している、ということは事実でございます。

第二点目の協定書の内容についてどうかということでございますが、この協定書の内容については建築課長がたいま資料を持って御説明をいたしますので御了承承お願いしたいと思います。以上でございます。

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

事務的に御答弁をいた

だけばいいわけですから、むしろ市長よりも担当部長の方からお願いをしたいわけですが、一点目の答弁はそういう質問ではないんです。高橋マンション以外に三階なり十メートルを超えるという中高層建築物建築指導基準にかかわるようなもので、事前に協議が整わない、協定が結ばれないままに建設が始められてしまった、ということがあるのかどうか、それからあるとすれば後追いにはなるけれども、その話し合いはどのようなふうに進められて、どういう結着をつけて今日までできているか、あるいはもつと加えて言うならば、事前に協議が整わない、でき上がつても整わない、全く無視をされてしまった経過もあるのか、指導基準に基づく経過をお聞かせいただきたいわけです。もちろんこういう質問をする前提として、先ほど答弁していただきましたけれども、建築確

れている、というふうに言われておりますけれども、申し入れをされた申し入れに基づいて指導基準の中を見ますと、幾つかの項目に分かれてそれぞれ協議をすべき内容が明記されているわけですから、先ほど米沢議員から質問がありましたが明確な答弁がされておられないので、個々の項目についてももちろん土地の問題についてまだペンディングだということばかりでしたけれども、土地以外の問題というふうに話し合いがされてきているのか、決裁という話もありましたけれども、市長決裁ということをお願いで、それから協議だというのは、あるいは種類としてあるのかもしれないけれども、今日までに至る経過の中で個々の項目についてどういう話し合いがされ、個々の問題としては、全体的な協定は結ばれていないけれども、個々の項目についてはすでにこういう話がされ、お互いに了解に達しているんだということがあるんなら個々の問題についてお伺いをしたい。これは私はこの質問の中で関係部課長というふうに書いておりましたので、もし部長段階で答弁ができなければこの指導基準の中にも主管課は建設部建築課というふうに書いてありますから、建築課長においでいただくなりして個々の項目についての具体的な今日までの話し合いの内容について御説明をいただきたい。まずその二点について御答弁をお願いいたします。

○議長（秦 正一君）

建設部長。

認という東京都の関係は法律に基づくものですから、これはもう当然法を無視してはできないわけですから、建築確認があり、その法に基づいた一つの許可をもらつて工事をし、その上にさらに法とは無関係に住み良い町づくりのために市が独自で設定した基準ですから、これを無視する人がいるとするならば、いろいろ幾つかの市でこれを無視して工事を進められたために裁判になつている問題もありますね。そういった事例も含めて、もちろん裁判されたというのはまだ日野市にはありませんけれども、個々の問題の中でそういう事例がどうなのか、これらの一連の経過をお聞かせいただきたいという質問なんです。

○議長（秦 正一君）

建設部長。

○建設部長（森久保三次君） 協定を結ばないまま工事が進められたという事例はほとんどないと思いますけれども、協定を結ぶと平行して工事を進めさせてほしいという申し入れ、事情を聞いて、あるいはそうした事例は中にはあるかと思ひますけれども、完成、竣工と同時にこの協定に基づいた事項については履行されているというふうに進んでおります。以上です。

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） 確認をしておきましたけれども、そうすると建設が始められる段階までにはほとんど

のものが指導基準に基づく協定が結ばれている、という確認でよろしいんですか。（「はいそうです」「本当か」「大丈夫か」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私の知る限りにおきましてはそういうものはありません。（「おかしいぞ」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

答弁願います。

建築課長来ましたので

○建築課長（山崎 彰君）

それでは御質問の要旨

についてお答え申し上げます。

いままでの各課意見調整についての状況はどうか、という御質問でございます。これについては各課の意見は一応建築課でまとめまして、読みますと「工事用特定車両の反復通行は道路掘削占用については事前に市、管理課へ申請書を提出し許可を得ること。

二番目といたしまして、工事に伴って破損した公共施設は補修すること。

排水については日野市公共水域の流水の浄化に関する条例を遵守するとともに、東京都南多摩建設事務所河川管理係へ申請書を提出すること。

四といたしまして、公道に接する部分に排水施設、L型溝、

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

そうしますと、この協

定書というのは、指導基準というのは、あくまで先ほども部長が言われておったようだけれども、いろいろな項目があるわけですね。土地の問題だけじゃないわけですね。いろいろな問題がこういう部分に、あしなさい、こうしなさい、これらすべてを一つの物件に当てはめて、各それぞれの担当課で具体的に置き直して全部まとめた形で市長決裁を受けて、受けなければ当事者とは話し合いに応じない、こういう形なんです。それとも個々の問題では当事者と下話をし、下話と言っても指導基準の範囲内において下話をし、そしてほとんど煮詰まったものを一つの形として市長決裁を仰ぎ協定を結ぶと、どういう形なんです、これ。

○議長（秦 正一君）

建築課長。

○建築課長（山崎 彰君）

お答えいたします。こ

の協定書を意見調整と申しまして、意見を各部でやります。この意見調書が出てきますのが約一カ月近くかかるわけでございます。それに基づきまして、そうしますと早い方、お金の関係でどうしても早く建てなければいけないとか、いま御質問の要旨が出てくるわけです。そうした場合におきましては、大体、たとえば水道については水道と早く協議してもらいたいとか、あるいは遺跡がある場合には早くしてもらいたい、ということ

またはU字溝です、を設置すること。

五といたしまして、行政協力費としてこの当時の金額です、下記金額を市との協定締結時に納入すること。八百五十七万円ということと。

あとごみ容器については収集計画に従って設置のこと。

上水道の給水については事前に市の水道部と別途協議すること。以上でございます。

○議長（秦 正一君）

その協定の内容じゃな

くて、その土地以外の問題として残っているその協定が協議されない、そのことを聞いてるんでしょう。ネックとなつてい

るのは何だということでしょう。島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

いま答弁された内容は、

いわゆるこのマンションの施工者である高橋さんと話し合われて、それぞれ了解事項に達したことなんですか。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

建築課長。

○建築課長（山崎 彰君）

お答えいたします。こ

れはあくまでも未協定でございます。これらの項目につきまして各課意見調整をいたしまして、私どもでもまとめて、それから市長の決裁をもらいまして、協定書を正式に文案をつくりまして、高橋さんとする予定になっております。その内容でございます。

は口頭でも代理人を呼びましてお知らせして、そして下話をしておるわけでございます。以上です。

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

それを聞いてるんで

す。個々の項目について土地の問題はペンディングになつていくというところはわかつてはいるけれども、それ以外の問題で個々に話し合いをして、どういうふうな下話の段階ではまとまってるのかと、あるいはまとまってる部分があるのか、ないのか、全然話はしていないのかど、こう聞いているんですよ。

○議長（秦 正一君）

建築課長。

○建築課長（山崎 彰君）

この件につきましては、

いま私が前に申し上げましたのは、一般的な行政指導でそういうふうなさせてもらっております。この件につきましては引き継ぎのありました時点です。これらについてはまだ説明がされてなかったということでございます。

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

そうすると、施工者で

ある本人と指導基準に基づく話し合いは全然していない、こう確認していいんですか。

○議長（秦 正一君）

建築課長。

○建築課長（山崎 彰君）

前任者との関係がござ

いまして、その辺未確認でございますが、ただ代理人を呼びまし

て二、三どういう内容について説明したかということは、この項目について説明したか、それはちよつとわかりませんが、多少の接触を持ちましてやつておつたと思います。それは担当から聞いておりますが。

○議長（秦 正一君）

島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君）

いま二点について質問

をいたしましたけれども、いま課長の答弁の中にもありましたけれども、お金の問題等々で建設を急ぐ場合には下話という面です。場合もあるんだ、という説明もありましたけれども、一つ具体的な問題として、これはいつでもいいやという建設者は、これはいないだろうと思うんですね。したがってこういう申請があつた場合には、下話といいますが、少しでも早く協定が結べるように市側の努力も必要ではないだろうかと思うんですね。これは引き継ぎ等々があつたというお話ですけれども、これだけ問題になつて内容ですから事務当局もやつぱりその辺はよく調べて答弁を願いたい、というふうに思うんですが、その辺からどうも誠意が欠けているんじゃないか、ということをやまず指摘せざるを得ないと思うんです。

それとも一つ、先ほど部長の方からの答弁の中で、いままでの指導基準を無視されたことはないんだ、事前に協議は整つていてという説明がありましたけれどもこの辺も果たして一〇〇％どうかということになりますと、私は必ずしも答弁とお

る協議をされてきているわけです。いま問題になつて御当人も、当時、都市計画産業建設委員会の委員の一人として、こういう問題には加わつてきているわけです。

そういう立場を考えた場合に、そういう立場の私もがこの基準を無視をして、果たして後のしめしがつくのかどうか、本当に住みよい町をつくりたいのかどうか、というところに大きな問題が私はあるんだろうと思うんです。事前に協定を結んでいない。先ほど御指摘をしましたように、市側に必ずしも積極的な姿勢があつたかどうかという疑わしき点はあるにしても、事前に協定を結んでいないという事実、無視と言わざるを得ないわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）建てちゃつてから協定を結んで、これは無視をしていないんだという議論にはならないんです。指導基準をよく読んでいただいて、日本語の勉強をしていただければ間違いなくおわかりになるわけです。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）事実、日野駅のわきにできる予定の忠実屋進出という問題についても、これは当時、東京都の建築確認はすでにおりていたというふうに聞いています。ところが、指導基準に基づく話し合いが成立しないため、今日まで依然として日の目を見ていないわけです。一般の業者だつて、この法律ではないけれども、これからの町づくりのためにできている指導基準を一生懸命守ろうとしてきてくれるわけですから、こういうことを考えますと、まことに私は恥ずか

りでいいのかわるか、ちよつと疑わしき部分があるのではないかと、というふうに思いますが、私は先ほど申し上げましたように民間の業者がこの指導基準を若干無視といいますが、先走つて建設を始めてしまった、あるいは後追ひになつたけれども話を進めて建設を始めて、何か月か後には協定がまとまつたと、こういう事例があるかどうか知りませんけれども、そういう事例があつたとしても私は、それほど目くじらを立ててこの本会議場で緊急質問をする必要のないことだろうと思ふんです。問題はやはり議員という立場で、やはり市民の方々が本當に住んでよかつたという町をつくりたい議員という立場で、個々の指導基準の中に盛り込まれている個々の項目についての、いろいろいきさつはあるかもしれないけれども、経過はあるかもしれないけれども、事前の協定というものを結び、そして建設を始める、建築を始める、このことが重要な質問の部分ではないかと思うんです。御存じの向きもあろうかと思いますが、日野市には、かつて中高層の建物の関係で、市民からの賛成請願、あるいは反対請願、そういったものがかなり議会にも出されております。西友ストアの問題もそうでしたし、あるいは日野駅周辺の忠実屋の進出の問題もそうでした。あるいは神鋼の裏にありますが公社住宅ですか、十一階というやつを現在五階ですか、六階ですか、階数が減つて建てますけれども、あの問題もそうでした。いずれも建築確認の段階、いわゆる法律の段階で規制あるいは問題視されたものではないわけです。すべてがこの指導基準に基づく内容によつて、議会でも市民の立場を代表し、

しい気がするんです。これは先ほど米沢議員の方から、今後この問題に対する市側の対処はどうするのか、という質問がありましたけれども、この問題ももちろんですけれども、私はこの問題のためにきょう緊急質問したのでなく、冒頭申し上げましたように、同じ議員という立場で市民の側に立つて住みよい町をつくるという議員の立場に立つて、その議員が指導基準をみずから無視してしまつたというこの事実、このことは私どもの問題として解決をしなければならない問題ではないかと、というふうに考えるわけです。これも先ほど申し上げましたけれども、こういう事態になるまでかなり長い間の期間があつたわけですから、この問題が新聞発表されてから、あるいは全協の中でいろいろ問題があつてから、なぜ今日に至るまで、本人がその部分についての深い反省と町づくりという自覚の上に立つて、しかるべき筋にそれらの手が打つてなかつたのか、非常に残念であります。

米沢議員の質問、あるいは私がただいままでいたしました質問、それらに対する答弁等々から判断をして、どう考えてもこの指導基準を無視をした、とこういうふうに断言せざるを得ない、非常に残念な事態である、とこういうふうに考えます。先ほど申し上げましたように、この問題は、市側の理事者側の問題とするよりも、むしろこれを無視した指導的立場にあるべき議員が、これをみずから無視したという議員相互の問題としてやはり解決をせざるを得ない問題である、ということを申し上げながら質問を終わります。

○議長（秦 正一君）

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

「〔異議なし〕と呼ぶ者あり」

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。よって暫時休憩いたします。

午前十一時三十七分休憩

午後 一時 十一分再開

○議長（秦 正一君）

休憩前に引き続き会議

を開きます。

これより日程第三、四月十四日付毎日、読売各新聞記事（高橋通夫マンション違反建築）の件を議題とします。

市川資信君の質問を許します。

〔二十番議員登壇〕

○二十番（市川資信君）

質問いたします。四月

十四日付読売新聞並びに毎日新聞の高橋通夫氏のマンション建築の件について御質問申し上げます。日野市議会議員であり、なおかつ副議長の要職にある高橋通夫議員があたかも法を無視したかのごとき掲載記事に、多くの市民は誤解を招いたことであると思います。高橋通夫氏自身も、著しくある面では名誉を傷つけられたことは否定できないと思うんです。しかし、この問題をよく調査してみると、迷惑を受けたのは、むしろ高橋通

夫個人であり、原因は行政側にも幾つかの責任と配慮の不足があったことが明らかであります。まずその経過をたどってみますと、五十一年の九月、いわゆる申請の手續の段階から今日まで、三回も四回も担当部局が変わり、いかに有能な職員であろうとも、また関係者がいかに誠意を尽くそうとも、ある程度の行き違いを生じたのも当然のことです。五十二年の一月二十八日、建築確認書をとっております。この建築確認書には、当然市の指導基準も併設されております。これは併設されなければ建築確認許可書はとれないわけです。（「そんなことはないぞ」と呼ぶ者あり）あります。五十二年の二月の十一日工事着工、これは五十二年の六月、工事中止命令が出ております。これは廃道払い下げ申請の書類が申請されなかったこととあります。しかし実際にはこの書類も不備ということで、中止命令が出ているにもかかわらず、市役所側でこの書類を紛失しております。それを再提出を求められたんであります。そして、三日間工事の中止の上、担当課長の許可を得て、工事を再開しております。また、問題の公道についても、五十二年の六月、先ほどの質問者でも出ておりましたとおり、議会で廃道議決がされ、五十二年の七月二日、いわゆる許可となつて市の財産になつております。そして五十二年の八月二十九日、高橋通夫氏より払い下げ願いが申請されております。五十二年の十一月の十五日、東京都東部連合用水組合六〇号にて排水許可をとっております。そして放流許可は、南多摩建築事務所に南建管第百四十四号にて放流許可も得ております。

こう見てきますと、踏むべき手續、書類の不備があるような点においてはどこにも見当たらない。むしろ読売新聞の掲載記事のように、森田市長が職員の反対を押し切つて掲載を指示した記事が刷り上がった段階できわめてまづいことがわかつた。また、十カ月近く申請を出しながら、担当部局の確認の印も全部いだきながら、市長の座に放置された。そこに大きな問題点がこの中に含まれておると思うんです。市の行政指導の最高責任者の立場にある市長、そして市会議員として、また副議長として、高橋通夫氏とは日ごろから大変密接な関係にある間柄であります。なぜそのような間柄でありながらもつと細かい懇切丁寧な温かい心で指導できなかったか、まことに残念な点が多々あります。

そこで私は質問に入りたいと思います。この工事中止命令は、一体何の権限で発令したか、そこからお聞きしたいと思ひます。次に、高橋通夫氏以外の人で、協定書を結ぶ以前に日野市内において工事を着工した例があるかどうか、これが二点目です。その次に、市広報へ個人の中傷問題をいかなる理由で掲載しようとしたか。

次に印刷はどのような費用を使ったか、以上の点についてまづ御質問いたします。

○議長（秦 正一君）

答弁願います。市長。

○市長（森田喜美男君）

この事案に関しまして

は、高橋議員とも折に触れてお話をいたしましたし、その内容は、要するにあなたは公職でいらつしやいますので、正確な手順を踏んでください、指導要綱は、これはどなたにかかわらず守つていただかなければならないものでありますし、私どももまたこれを行政維持のために守つていただく指導をしなきゃなりません、ということをや々申し上げたわけであります。

それから二番目の質問につきましては、先ほどもお答えいたしました。着工そのものにつきまして、どの部分をもつて着工というか、いろいろとり方があらうと思ひますけれども、要するに建築協定を、指導基準に基づく協定をされてから着工される、ということがたてまえになつておりますし、なお、それに対して、多少の前後があるということは、これは話が要するに進んでおるといふ双方の確認の中であり得ることだと思ひます。しかし、どんなそのまま進んで、そうしてでき上がつてしまふなんてことは、全く例のないことであります。

そこで三番目の質問にお答えをいたしますが、この中止はどういう権限で、というのが一番初めになつておりましたね。その部分についてお答えいたします。これは、建築指導基準は、いつでも議会の全協等でも公表し、それから行政手続といたしましても、その施行につきまして公告をやつてまいつております。したがつて、われわれとしては、法令ないしは条例ではありませんが、それに続く権威のあるものとして、市民にもその

遵守を求め、われわれもまたその正当な行政上の指導をそれに基づいて行う、こういう内容であります。そこでどんな事態が進まれば、手続として困りますので、いったん中止をして、そうして必要な手順をおとりいただきたい、そういうことを勧告する意味であります。命令というほどの厳しい内容も用いておりませんし、その間、手続をとられる間工事を中止をしていただきたい、こういう表現でございます。

大体、以上のとおりですが、印刷経費云々ということは、これはもちろん広報にかかわる経費であります。広報はこれは、広報を発行する経費が予算上、計上されておりますから、当然それを用いるわけであります。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

さらに御質問いたします。いま市長からの答弁によりますと、工事中止命令というか、手続をとりなさいという指導があつた後、完成までいった例がないというようなことを言われたんですけれども、確かにそういうこともあるかもしれませんけれども、現実には幾つかそういう例も私は知っております。そういうことはちよつとおかしいんじゃないか。高橋通夫さんだけが工事中止命令でその手続を終わらせなければいけない。しかし高橋通夫さんもすぐ手続をとつて、その手続も書類不備ということでしたね、赤道払い下げ問題。それは市役所で書類を紛失しておきながら、また再

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

ちよつとそこところが食い違ふんですね。いわゆる係長、課長、部長、そして助役の判まで押されて市長のところにその書類が回っているわけです。それが市長のところでは差しとめられているわけです。あなたの信頼する部下がもうこの指導基準に、また申請書類によつて不備ないと、赤道も議会で議決されていることだし、やがておりてくることだから、暗黙の了解でしょう、やつているわけです。にもかかわらず、そこでそのあなたの判だけが押されていない。私はそこが一番、不思議だと思ふんです。どうなんでしょう。そこにはあなた自身と高橋さんと何か駆け引きか何かあつたんじゃないか、かように思ふんです。それ以外考えられないんです、常識的に考えて。ちよつとその点だけ御質問いたします。答弁願います。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

私は行政の責任者ですから、他の案件につきましても仮に内部で判がそろつていたつて、内部指導という形でそれを指導して返すということは応々にあります。また決裁ということはすべての判が並び、市長も了とし、そこで決裁という行為になるわけでありまからして、間に判があるとかないとかいうことは内部の問題でありまして、それが理由にされるということは少々、内政干渉のよう

度請求されて、すぐその手続をとつていられるわけです。にもかかわらず、市長がその後その処理を十カ月近くも放置しているわけです、印鑑を押さないで、手続をとつてあるのに。ここはどういうわけでしょう。すぐ手続をとつていられるわけですよ。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

どうも私の認識と違ふ

ようなんですが。（「よろしいですか。工事中止命令は五十二年六月」と呼ぶ者あり）ちよつとお待ちください、答えますから。ちよつとこの記録に基づいてお答えいたしますと、いま対象になつております赤道の、これは不動中七号線という名前ですが、廃道の認定をしたのが五十一年十二月二十八日の本会議場でありました。それから市から国に対してその廃道敷を市に払い下げてほしいと、その申請をしたのが五十二年の四月一日であります。そして市に払い下げ許可がきたのが同じ五十二年六月二十三日であります。そのときにはすでに二月十一日に着工され、工事がどんどん進んでおつたということで、本来の公有地がまだ御本人の所有に帰していなかつたと、その中で建築確認がとられ、工事が着工され、そしてそれらの手続をとつてくださいうち中止勧告のような意味の指導にもかかわらず、どんどん工事が進んだと、こういうことであります。したがつて矛盾はむしろやはり工事をされた側にある、ということが事実経過の中ではつきりするわけであります。

な感じもいたします。（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

私はなぜそういうような質問をしたかという、この新聞に、四月二十日付の首都圏新聞によりますと、ここに書いてあるんですが、「高橋通夫氏がある件で同意してくれるならば、このあなたのことも印を押しましょう」と、というような発言をされたということが書いてあるんですが、そういう事実はあつたんでしょうか。（「間違いない」「何を証拠に」と呼ぶ者あり、その他発言する者あり）取引をしているわけですよ。事実だつたかどうか一応お答え願います。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

できるだけのことはお

答えしなければならぬという責任を感じますけれども、そのようなどつかの取材に対する、そのまた質問ということに、私はお答えをする責任を感じません。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

ちよつと大切な質問で

すので、いま少しお聞きしたいと思ひます。言うなれば助役選任に同意、協力してくれば、高橋通夫氏の土地の件は広報に掲載しない、ということが書かれているわけですが、はつきり。これは事実としたら大変、問題だと思ふんです。公私混同もは

なはだしい。いかがでしょう。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

いかがでしょうと言われても、そういう取材に私、答える責任を感じない、ということとを答えてるわけであります。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

これは私は余りにもびつくりしたので高橋さんにすぐ電話したんです、こういう事実経過があつたかどうか。事実あつたというんです、本人も。本人が言うんだから間違いないと思うんです。（「問題だぞ」「おかしい」と呼ぶ者あり）片方は行政だと思ふんです。片方は政治であります。行政を、政治を盾にとつて、権力を盾にとつてそういうことをするとはいかんとも許しがたい問題だろうと思ふんです。（「そのとおり」「怒れ」「休憩」「続行」「答弁」「答弁、必要なし」「追及すれば」「質問者、がんばれ」と呼ぶ者あり）事実そういうことがあつたのかどうか、はつきりとした答弁お願いします。本人から言われているんです、私は。もしそれが市長があつたとするならば私はもつと問題として取り上げます。ない、と言うならこれは仕方がないと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

お答える必要がない

るわけです。きわめてまずいということなんでしょう。読売新聞に書いているんだから、読売新聞まさかうそを書くわけないでしょう。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

きわめてまずいという表現になつているのもあるわけですが、要するに広報の意図する趣旨といひましょうか、別段、これは個人の名前を書いているわけでもありませんし、ある建物がかくかくの経過を経てこういう状況になつていると、このことは市の行政としてわれわれがつまり力がなかつたと、したがって遺憾であるとか、こういう表現をしているわけでありまして、それでいいかと思つておりましたけれども、まあ考えてみますと、やはり場所が書いてあるということは知る人ぞ知ることにはやはりなつていく、そういうことが広報から出たということではやはりまずいと、それが理由でありまして、そこで御本人にも伝え、それからある方にも相談をして取りやめたと、こういうことであるります。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

この毎日、読売の新聞の取材先は市役所のどこで取材されたものでしょう。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

取材はこれは比較的、

と私は答えているわけですが。一般にそういうことがあるはずがない、というふうにお考え願います。（「あつたらおかしい」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

ちよつと質問を変えます。いまの問題、答弁いただけないので、これは保留させておいていただきます。

先ほど、市広報に中傷問題をいかなる理由で掲載しようとしたかというのを申し上げたんですが、中止した理由は何だったんでしょ。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

中傷という言葉が私は当たつてないと思つております。中傷した記事をなぜ中止したかと、こういうことでしょ。中傷はいたしておりません。

（「中止した理由をお聞かせください」と呼ぶ者あり）それまで答える必要はありません。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

少なくとも市の公費を使つて一七十四万円です。少なくとも先ほどの取引があつたと仮定するならば、個人の感情でこのような記事を掲載し、読売新聞にも書いてございますように、配布する直前になつて、きわめてまずいことがあつたので中止した、ということが書かれてい

行政はガラス張りでありますから、どこから取材されるということをおえてとりたてることはないと思つておりますが、新聞社の方の努力もあつただろうと、こういうふうに言わざるを得ません。われわれはどこで取材をしてはまずいとか、そういうことは別段、締め切つておる気持ちにはございません。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○二十番（市川資信君）

確かに取材は自由でございますけれども、議員である私がこのような経過になつているとは夢にも知らない。ましてや一般の職員は知るよしもない、いわゆる関係、担当の課でなければわからない。恐らくこれだけの取材を提供するには市長側近であらうと、私は推測するんですけれども。明らかにこれは個人の問題を地方公務員がこつた新聞紙上に漏らすということは、地方公務員法違反であることは間違いないと思ふんです。これはそれほど追及するつもりはないんですけれども、やはり市の職員たる者は、地方公務員法の秘密を守る義務というものもやはり市長の指導の上においてさしていただきたい。

それから先ほどの、建築基準法と市の中高層建築物建設指導基準とどちらが優先するか、これは当然だろうと思ふんですけれども。

「ジュリスト」の一九七四年一月号によりますと、「行政指導とはゆえ、行政長がその裁量的判断により建築基準法の規制を上回るきびしい規制を課することは、法律の趣旨に反する」と、書いてあります。こうしてみると市長のこれらの今回、とられ

た権限が法にも触れるのではないかと、とりよるによつては思ふんです。（「これは問題だぞ」と呼ぶ者あり）いまの問題でもし答弁できれば、どちらが優先するかというところをちょっと一言だけ聞いておきたいんですけれども。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

もちろん法令が優先いたします。しかしそれだけでは今日の非常に急速に都市化が進む、あるいは開発が行われる、あるいは人口が急増する、それからよつて生ずる自治体側のまた対応というのおのずから発想されるわけでありまして、その意味で、いづこの市もそれぞれそれらの指導要綱を持つておるといふことは現実であります。しかも、今日われわれが維持しております指導要綱は、たしか四十五、六年当時に公布されたはずでありました。一度改定はいたしましたけれども、たてまえは、つまり高度成長のさなかのころに、いづこの都市近郊の自治体もそういう要綱をつくつて、そうして指導を行つてきた。これが今日の自治体の、わが市としても行つておる指導でありますし、また一般に見守つていただいております内容であります。必要だと私は考えております。また法律を補足するために、特に必要であると、そういうことを日ごろも疑問なく、いづこも行つておるといふのが現実の姿であります。

○議長（秦 正一君）

市川資信君。

○市長（森田喜美男君）

非がどちらにあつたか

ということは、これはあなたの発想の問題だろうと思つておりますけれども、何かの恣意的にそれらの手続きを抑制しておつたということじゃなくて、一番最初に出されるべき、いわゆる赤道、この取得を確実になさつて、その上で建築上の手順を進めていかれるということが、これはどなたにかかわらずあたります。まゑのことです。今日たえば、こないだ問題になりました日野自動車のまだ整理されていない赤道の問題、そういう問題幾つか過去の行政の中にありますので、私はそれをなるべく早く正常化すべきだということで取り組んでおります。そのさなかで前後する行為を、しかもそれらのことをよく熟知される立場の方があえて行われるということは、これはまつたをかげざるを得ません。そこでとにかく当然取得されるべき土地であると言ふならば、それを取付された上で次の手続に進んでいただく、これがあたりまえだろうということでありまして、何か行政側の恣意的な取り扱いによつて起きたということではないわけでありまして。その点だけは正確にお答えをしておかなければならない、こう思つております。

なお過日の全員協議会の場の釈明という立場の発言では、何かいらぬいかのごとおつしやつておられる、あるいは使つていないいかのごとおつしやつておられる、事実はどうもそうではないらしくて、何か計算された、面積の中にも入つておると

○二十番（市川資信君）

それほど深くこれを追

及するという気持はありませんけれども、少なくとも指導基準と建築確認書とは当然だが考へても建築確認書が優先することとは当然のことであつて、私は今回の市長のつた行為は越権行為であつたところ思ふんです。なぜならば赤線を議会で議決されたながら、ましてや書類不備ということでも中止命令を出され、その書類も先ほど申したように市役所側の紛失で再度提出されている。そのために中止命令を出されている。なおかつ赤線は払い下けられているにもかかわらず最後の決裁印を押してくれない。何か意思的にこういう行動をとつたと思う以外に私には推測も想像もできないであります。

結論として、確かに高橋議員にも多少の落ちちはあつたでしょう、しかしこの程度の問題で少なくとも市の広報を使うとか、あるいは三大新聞の一部に発表されるというような問題でないことはいままでの事実経過から明らかであります。七十万も市民の血税を浪し、私に言わせれば権力を立てに振つて広報を私物化してこういう問題を掲載するということは、一市民感情として許せない行為であります。今後二度とこのような事件が繰り返えされないということを、また深く反省を求めて質問を終わらせていただきます。（「ちよつとお答えします」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

市長。

いうことでありますからして、そういうことがいけないということをも特に本人に内面的に勧告をしておるわけでありまして。したがつてその誤解されては困るんでありまして、われわれはそういう正確な手順を経て町づくりのためのいろいろな開発でありますとか、あるいは大きい施設等につきましては、少なくともそういうところには目を特に払つておるといふことでありまして、私は議会で議決されるときに赤道の存在がこの地域にあるなというのをよく知つていましたからして、その手続を早くやつて下さい、というのはこれはあたりまえのことだと思ひます。そういうことであります。いらぬならばこれはいらぬと、そのときからはつきりおつしやつて下されば事情は違つたというふうに先ほど申し上げたわけでありまして。

それからもう一つは、何か越権をして公表するといふふうにおつしやいましたけれども、われわれの行政の決着をつけるためにはそういう何らかの手段をとつて、そして後々こういう事例が起きないようにしなければならぬ、ということをもた考へるのも当然だとお考へいただきますのであります。

いま事務レベルで開発指導基準、並びに中高層指導基準の市の自主性に合わせるための改定を検討しておると言ひました。罰則はないからしてどういふことをするかという質問に対しましてお答えをした内容にも、その際にはやはり一つの決着をつける意味で広報紙上に公表するといふことを位置づけよう、と

いうふうに考えておるというふうに申し上げておるわけであり
ます。しかも、これまで御当人に差し上げた文書の中にも、い
ずれこのことの決着がつかなければ決着をつける手段として公
表せざるを得ません、ということも御通知をしてあるわけであ
ります。

○議長（秦 正一君） 質問あります。市川資信君。

○二十番（市川資信君） 先ほど私の結論を申し上げた
んですが、確かに指導基準に従う、また建築基本法に従ってや
る、というのは法治国家としてはあたりまえのことであって、
そういう面では高橋さんにすべてが非の打ち所がなかったとい
うわけじゃないけれども、あなたが最高責任者として指導して
おる、あなたが建てた市営住宅は一体あの姿はどういうことで
すか、放流許可をしてならない吸い込み式のもので、現在公然
と放流しておるじゃありませんか。人のことを言うんですたら
自分のつくった市営住宅ぐらゐの下水道、雑排水の設備ぐらゐ
はきちつとして、私は、きのうあそこ下水道のどぶさらいを
してきました、どういう姿になって現在流されているか、放流
許可もとっていない、何もしていない、現実には流れているん
です。それが人のことを言うんですたら、まず自分の身の上を
正して下さい。

○議長（秦 正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 公的な立場と私的な立場を混合され

る者多し）

○議長（秦 正一君） 暫時休憩いたします。

午後一時五十分休憩

午後四時五十六分再開

○議長（秦 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

お諮りいたします。議事の都合によりあらかじめ会議時間の
延長をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ
つて会議時間を延長することに決定いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により暫時休憩いたしたいと
思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ
つて暫時休憩いたします。

午後四時五十七分休憩

午後十一時五十五分再開

○議長（秦 正一君） 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

お諮りいたします。この際会期の延長の件を日程に追加し、
議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

ちやあ困るんですが、もちろんこの市の公共施設の放流等につきまし

ても厳しい内部規制をしなければならないことは御言葉のとお
りであります。しかし事柄はわれわれが指導している内容は、
もちろん公共の水面を、水域を汚さないということで、大きな
指導の内容にはなっておりますけれども、そのこととこのこと
とはおのずから違うわけであります。もつと大きい、つまり公
有地を私有地として扱うということは、これは特に公人として
許容できない、というところを指摘しておるわけでありますか
らして、誤解のないように御判断をお願いします。

○議長（秦 正一君） 市川資信君。

○二十番（市川資信君） 終わります。

○議長（秦 正一君） これをもって、四月十四日付

毎日、読売各新聞記事（高橋通夫マンション違反建築）に関す
る緊急質問を終わります。（「休憩」「続行」「やつち
やえ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し）

これより日程第四、（「議長、議事進行」と呼ぶ者あり）
島村孝志君。

○二十一番（島村孝志君） ただいままでの緊急質問、同
じ内容だと思っておりますけれども、三件が終わりましたのでここ
で一応休憩をしていただきたいと思います。若干検討をしたい
事項がございますので休憩をお願いいたします。（「休憩」「
続行」「白黒はつきりついたぞ」と呼ぶ者あり、その他発言す

る者多し）

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ

つてこの際会期の延長の件を日程に追加し、議題とすることに
決しました。

会期の延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日までと議決さ
れておりますが、議事の都合により会期を五月九日まで一日間
延長いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ
つて会期は五月九日まで一日間延長することに決しました。

お諮りいたします。五月九日の会議は、議事の都合により特
に午前零時に繰り上げて開くことにいたしたいと思います。こ
れに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よ
つて五月九日の開議時間は、午前零時に繰り上げることに決定
いたしました。

本日の未了日程は明日の日程といたします。
本日は、これをもって延会といたします。

午後十一時五十六分延会

五月九日

火曜日

(第三日)

五月九日 火曜日 (第三日)
今日は、午前八時に起床し、
洗面、着替、朝食を摂り、
九時にバスに乗車して、
市立第一中学校へ向かう。
校舎は、緑豊かな環境に
あり、生徒たちの元気な
声が校庭から聞こえてくる。
授業は、先生の話に集中し、
積極的に参加する。
午後二時に授業が終わり、
バスで帰宅する。
夕食を摂り、家族と会話し、
明日の授業を準備する。

五月九日 火曜日 (第三日)
今日、午前八時に起床し、
洗面、着替、朝食を摂り、
九時にバスに乗車して、
市立第一中学校へ向かう。
校舎は、緑豊かな環境に
あり、生徒たちの元気な
声が校庭から聞こえてくる。
授業は、先生の話に集中し、
積極的に参加する。
午後二時に授業が終わり、
バスで帰宅する。
夕食を摂り、家族と会話し、
明日の授業を準備する。

昭和五十三年
第二回臨時会

日野市議会議録

第十八号

五月九日 火曜日(第三日)

出席議員(二十九名)

一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	欠席議員(一名)
黒川	市川	秦	川	中山	大柄	田中	藤林	谷	名古屋	本間	鈴木	橘	板垣	奥住	飯山	
重	芳太	正	博	基	保	綱	理	長	史	久	美奈	祐	正	雄	茂	
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

十七番	十八番	十九番	二十番	二十一番	二十二番	二十三番	二十四番	二十五番	二十六番	二十七番	二十八番	二十九番	三十番
石坂	滝瀬	林	市川	島村	大越	一ノ瀬	竹ノ上	米沢	杉山	高橋	佐々木	正国	三浦
勝	敏	重	資	孝	久	武	照	寅	通	昭	重	春	重
雄	朗	義	信	志	隆	俊	男	郎	夫	雄	務	君	君
君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君	君

説明のため会議に出席した者の職氏名

市長 森田喜美男
収入役 杉本好次郎
企画財政部長 前川恒雄
総務部長 加藤一郎
市民部長 田倉高光
生活環境部長 生野清

建設部長 森久保三次
都市整備部長 成井正夫
福祉部長 赤松行雄
水道部長 中島武男
病院事務長 加藤一男
教育長 倉又秀作

会議に出席した議会議務局職員の職氏名

局長 中村亮助
次長 朝倉敏夫
書記 鈴木晴彦
書記 五十嵐隆
書記 荒井一雄

書記 平川雅弘
書記 川上輝子
書記 安原清美
書記 小松恵美子

議事日程

昭和五十三年五月九日(火)
午前 零時 開議

一 緊急質問 吹上遺跡出土品所在不明の件について

二 議案第四五号 日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認について

追加日程

一 議員高橋通夫君に対し反省と謝罪及び副議長辞任を求める動議

本日の会議に付した事件

日程第一から第二、及び追加日程第一まで

午前零時一分開議

○議長（泰 正一君）

本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員二十九名であります。

ただいま島村孝志君ほか一名から、会議規則第十三条の規定により議員高橋通夫君に対し、反省と謝罪及び副議長辞任を求める動議が提出されました。

この際、本件を日程に追加し、直ちに議題とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（泰 正一君）

挙手多数であります。よつてこの際高橋通夫君に対し、反省と謝罪及び副議長辞任を求める動議を日程に追加し、議題とすることに決しました。

これより議員高橋通夫君に対し、反省と謝罪及び副議長辞任を求める動議の件を議題といたします。本件については、高橋通夫君の一身に関する事件であると認められますから、地方自治法第七十七条の規定により、高橋通夫君の退席を求めます。

〔二十七番議員退席〕

○議長（泰 正一君）

提出者の説明を求めます。
島村孝志君。

〔二十一番議員登壇〕

○二十一番（島村孝志君）

昨日の午前日この件につきまして質問をいたしましたけれども、その中でも冒頭申し上げましたように、この問題が新聞紙上ににぎわし、そして全協の場で異例の行為が行われ、二日の臨時会あるいは今日までかな

りの日程があつた中で、ここに緊急質問をするという立場で立つことは非常に残念だというふうに申し上げましたけれども、さらに今日、この場所で同じ議員としての仲間の高橋通夫氏に對しまして、中高層建築物建設事業指導基準無視ということで、反省と謝罪、そして副議長辞任を求める動議の提案理由の説明をするということは、非常に残念なことであります。

昨日、この関係します三件の緊急質問が終りましたから、休憩動議を提出いたしましたして、あれから延々と十時間、さらにこういう動議を提出をしないでも、本人みずから議員という立場で行つた行為に對して、素直に反省をし、議會を含めて指導基準を守ることによつて、市民の本当に望む町づくりということに専念をしていくんだ、とこういう姿を素直につくり出すべく、延々十時間に及んで高橋通夫氏の担当会派幹事長であります瀧瀬さんとも御相談をしながら進めてまいりましたけれども、残念ながらその意思が本人にないということで、今日、この理由を提案をせざるを得ない結果になつたわけであります。御存じのように、この問題につきましては緊急質問の中でそれぞれ説明をされてまいりましたけれども、個々の指導要綱の部分につきまして、必ずしも市の理事者側でとり得た態度が、すべて一〇〇％無欠であるというふうには申し上げませんけれども、少なくとも事前に協定を結ぶべき指導基準が、申請書は出したけれども協定を結ばないままに工事に着手してしまつた。

なおかつ、そのことは建築確認という一つの法律上からくる手続は済ませ、確認も受けているわけだから、全く問題はないんだ、ということを含めて、かなり激しい口調で説明をし意見を述べてきたという経過を考えますと、このまま放置したならば、今後日野市の町づくりに大きな禍根を残すのではないかと、というふうに考えるわけです。言いかえますならば、いまでも私どもは議会という立場で、議員という立場で、市民から中高層の建物の問題、あるいは乱開発の問題、いろんな形で請願、陳情という形で提出をされてきたものを、この指導基準を一つのものにしながら、るる審議をし、より市民の立場に立つて努力をしてきたという経過を考えてみても、これをもしこのまま放置するならば、今後、日野市における町づくりは全く一方面的な業者の手によって、乱開発なりあるいは中高層の建物が建てられてしまふのではないかと。市民の代表であるべき議員が、率先してその行為をし、なおかつ、議会がこれを何らその処置すらしなかった。そこで私も、そうあつてはならないという立場から、不本意ではありますけれども、高橋通夫氏に對しまして、心からの反省とそしてその反省の上に立つて謝罪をしていただく。反省と謝罪といえますと、ただ口先で済みません、反省しました、ということでは、このまま議会を引き延ばし、あるいは全協の中での代理者を使つての答弁、あるいは意見とい

の動議は可決されました。

高橋通夫君の除斥を解きます。

〔二十七番議員着席〕

○議長（秦 正一君）

これより日程第一、吹上遺跡出土品所在不明の件を議題といたします。

谷長一君の質問を許します。

〔十番議員登壇〕

○十番（谷 長一君）

吹上遺跡出土品の所在不明について質問させていただきます。日野市はこのところ十年来、急速に市街化が進行しまして、この丘陵地帯はもとより、多摩丘陵に至るまでその宅地化が著しく伸びてまいりましたのが現状であります。それによりまして、道路、宅地の造成が急速に進み、埋蔵文化財が次々に破壊されていくのが現状ではないかと私は考えております。また、これも開発のためにはやむを得ないのではないかとまた思われますが、もし長い間、われわれの祖先が築いてくださったこの文化財的遺産を次々に、また重ねて申しますけれども、開発することは全く忍びないことであります。この文化財は、われわれにとつては唯一の宝でもあると私は思っております。ことしも日野市において一般予算で二千万円が計上され、これが皆様方によつて可決されたということに對しまして、私は敬意を表するものでもあります。土地の所有者においても、また非常に莫大なお金をこれは

うものに対して、なかなかどこまで本意であるのか認めがたいものがありますから、副議長という議會を二番目に代表する立場をみずからひとつ退いていただく。そのことが反省の裏づけになるのではないかと、こういう意味で最後に副議長辞任を求める、こういうことをつけ加えたわけであります。

私はくどいようにすけれども、すでに高橋通夫氏個人の問題をすでに離れ、住みよい町をつくるために議會そのものが、議會全体が中高層指導建築基準というものをどのように守つていくのか、あるいは業者に守らせていくのか、この態度を決めること、そのことがこの動議の本意である、というふうに解釈をし、御提案を申し上げたわけであります。どうか今後の日野市百年の計のために私の提案理由をぜひひとつ御理解をいただきまして、将来に議會として、議員として、悔いを残さないようなお立場での御採決をいただくことをお願いを申し上げます。簡単ですけれども、本動議に對します提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（秦 正一君）

これより質疑討論を省略し直ちに本件を起立により採決をいたします。本動議のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（秦 正一君）

起立多数であります。よつて議員高橋通夫君に對し、反省と謝罪及び副議長辞任を求める

協力費として出しまして、発掘調査がなされておるのが現状であるのではないかと思ふわけでございます。この協力費におきましては土地を持つている方、非常に大きな負担でございます。聞くところによりますと、三百坪やるのに一千八百万も調査を行うのかかるというようなことも聞いておるわけでございます。この埋蔵文化財はわれわれの祖先が残してくれた遺産でもあります。また教育的にも何と申しますか、文化は伝承文化でありまして教育もすなわち、この伝承文化の継承であり、また新しく創意工夫がなされた成果によるものであるというように私は考えているのであります。この伝承文化を守つていく、大切にしてい、それがまた保存でもあると思ふのでございます。これが効果的に使用されて、教育の発展のために寄与することがまた大切でないかと思ふのであります。そこでこの莫大な調査費を投入して発掘された遺物が、何らかの方法によつてその所在がわからなくなつた、不明になつたということにつきまして、私は質問をいたしたいのでございます。

第一点として、この紛失の原因でございます。

それから第二点は、その保管の状態がどのようになつておつたかということであります。

あと一つ、第三点、それにつきまして今後、市はどのような方法を保管に考えていらつしやるか。

三点について伺ひいたします。

○議長（秦 正一君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

まず谷議員の御質問に対してお答えする前に、私、再任されてから初めての発言でございますので、一言ごあいさつをちょっと述べさせていただきます。二日の日から御質問に答えさせていただきたいと思っております。二日の日に私、教育委員としての再任について同意をいただいたという事に対して深く感謝いたしたいと、こう思います。前第一期の経験を生かしまして、さらに一層新しい気持ちで誠心誠意がんばっていききたいと、こう思います。ひとついろいろな御指導と御鞭撻をお願いいたしたいと、こう思います。よろしくお願いたします。（拍手）

ただいま、いろいろ文化財についての谷議員の御意見については、前段に対しては全く同意見でございますが、中央図書館の二階ロビーの展示ケースに、市民にできるだけ見ていただこうということで展示しておきました出土品が幾つかございますが、それは二十二点ございましたんですが、そのうちの一点である土偶が昭和五十一年九月の初めごろ展示ケースの中に見当たらなくなった、という事実がございます。これはどういう形でなくなったのかという原因でございますけれども、これは鍵をしてあったのが外されて、そしてなくなってしまったという事でございますが、結論的に言えばやはり私たちの保管に対する注意が不十分であったということを認めます。そしてこのことについては大変申しわけないと、こう思っております。

庫に一応保管していくという形でその散逸を防いでおります。以上です。

○議長（秦 正一君）

谷長一君。

○十番（谷 長一君）

実はただいま調査が各個所でこれは行われておると思うんです。それで現在のような保管状態、この向こうにあるブレハブ、そしたりまたほかにもどこか収蔵されておると思うんですけども、非常に莫大なお金をかけまして発掘された遺物が、いつの間にかどこかにいくということは、非常にこれは重大な問題ではないかと思うのでありますが、この発掘された遺物を、ただいまのお話では収蔵庫等に保管してあるということなんですけれども、この収蔵庫というのはどこらにおありでしょうか。

○議長（秦 正一君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

場所は公民館の隣りに一応ブレハブの倉庫をつくりまして、そこに収蔵しております。それから一部分は、現在発掘して整理中のものはいま事務所のところで保管しております。以上です。

○議長（秦 正一君）

谷長一君。

○十番（谷 長一君）

とにかくこのなくなったものは、吹上の遺跡の調査報告書を見ますと、ひすいの玉の件につきましては、これには、こういうふう書いてあるんですよ。「さて、このひすいの玉は縄文前期からしばしば発見されているが、

それから、このことにつきましてそれがなくなりましたので、これはどうしてだろうかということで、いろいろ原因を調べて関係の者に当たってみたんですけども、どうも紛失した時期も余りはつきりしません。しかし、これをこのまま放置しておくわけにいきませんので、警察の方に一応、盗難届けという形で提出したんですけども、日時その他が明確でないで盗難と言われても困ると言われて、一応紛失届けと、紛失した以上はそれをひとついろいろな点で捜査してみようということで、警察の方には昭和五十二年の二月にこれを届け出てあります。と同時に、このことについては、東京都の文化課についても届け出を出しております。そしてその後、鋭意警察などにも協力していただいて探しておりますけれども、残念ながら現在のところは発見されておりません。そういうことについては、さっき申しましたように、私たちの不十分な管理の仕方という事について深く反省をしております。私自身も強く責任を感じると同時に、直接の保管者である図書館長についても強く注意を与えております。今後、このようなことを二度と繰り返さないために保管を十分にしていきたい、こういうふうに存じております。

それからなお、この発掘されたものにつきましては、その発掘箇所ごとに遺物台帳にそれを記載し、整理しております。そしてそれを、いまのところは展示場がないものですから、収蔵

これが発見された地層は褐色土の覆土中の中である。もしこの縄文中期に属するとすれば、全国的にみても類例の少ないものと思われる。さて、このひすいは、日本全国どの地でも手に入るものではなく……「こういうふう記載されており、非常に重要なものではないかと思われるんですけども、その点につきまして細心の注意がなされ、保管されていなかった、ということのようにも考えられます。

それからあと一つ、土偶なんですけれども、なくなっておるのは二点らしいんですね。紛失届けが出されたのは、どちらを出されたんですか。

○議長（秦 正一君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

土偶につきましては一点でございますまして、その一点の方について捜査の件を出しました。

○議長（秦 正一君）

谷長一君。

○十番（谷 長一君）

そうしますと、ひすいのなくなっているような話にも聞いておるんですけども、この点はいかがなんでしょうか。

○議長（秦 正一君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

そのことについては、ひすいの方については、なくなったということについては、いま初めて聞くわけでございます。すぐ調べてみます。

○議長（秦 正一君）

谷長一君。

○十番（谷 長一君）

いずれにしてもさきにも申しましたように、莫大なお金をかけてやっておるんです。これが市のお金と、さらに家をつくる零細なわれわれ勤労者のお金なんですね。それでそれから保管に関しても十二分に注意していただかないと、やはりこれは保管のずさんさというようなことも言われても仕方がないと思うんですけれども、そこらについて今後どのような形でこの収蔵庫等のことについても考えておられるかということも伺いたいですけれども……。どなたでも結構です。

○議長（秦 正一君）

教育長。

○教育長（倉又秀作君）

確かに非常に大きな費用と、それからいま申されたような原因者負担というような形で協力をいただいて、そして発掘された出土品でございますので、これは大切にしていかなければならないし、それからこれは市民の財産として市民がやはりそれを十分に見ることのできるような態勢が必要かと思えます。そういう意味では郷土資料館というようなものが必要だと思えますので、その辺のことについては今後また市長部局などに対してお願いをしていきたい、こう思っております。以上です。

○議長（秦 正一君）

谷長一君。

○十番（谷 長一君）

ただいま教育長さんの方から郷土資料館というようにことが出ましたけれども、その郷土資料

館等について、市長さんのお考えはどのように持っておりますか、それも聞きたいんです。六月にもやりますけれども、市長さんにちょっとお伺いしたいんです。お願いします。

○議長（秦 正一君）

市長、答弁。

○市長（森田喜美男君）

私は日野市遺跡調査会という会の会長も承っております。そして日野市内の埋蔵文化財につきまして、お話のとおりなるべく大事にし、保存をしていかなければならないという責任を感じております。たまたま、いま御指摘の文化財をやはり市民にも見てもらうということが、一面その文化財の保存ないしは郷土文化財としての意義だと、こう思っております。たまたまその文化財に値するものを、図書館に一時借りて、そしてごらんに供するようにしていたわけですが、不幸にして紛失をしておるといふことでありまして、これは先ほど教育長がお答えをした経過でございますが、要するに大切にすることを考えまして遺憾であるというふうに申し上げるしかございません。

日野市にはたくさん宝蔵地がございますので、一番いい保存の方法は地下に埋蔵されたままであるべく守っておくということでありまして。それからその次には調査をして資料として残す。それから出土品をしかるべく保存すると、あるいはいま言われますような郷土資料館と言うんでしょうか、そういうことも必要である、こう考えております。ただ御承知のとおりとにかく当面する

町づくりの施策、ないしは市民要求に対する痛切、急早な対応をしていかなければならないものですから、軽んずるわけではございませんがその処遇につきまして多少不十分があると言われても仕方がないと思っております。できれば立派な古い農家でも宅地ぐるみ譲渡を受けて、そしてそこに保存をするなどというのは一つのアイデアではなからうかと思っておりますが、いま的確にどの場所に、どういうふうな方法で、ということとはまだ固まっております。以上の程度しか現状お答えできないことを考えつつ今後もっと積極的に意見を拝聴しつつ取り組まなければならない、こう考えております。

○議長（秦 正一君）

谷長一君。

○十番（谷 長一君）

この紛失しました土偶についてとはにかくとして、もうこれは仕方がないと思えますけれどもとにかくにも非常にたくさんのお金をかけて発掘調査がなされている関係上、また現在も行われている関係上、これは非常にその急を要することだろうと思うんです。とにかくこの収蔵品を再度このようなことがないように確実に保管していただきたい、というのが私のお願いでございます。

それからあと一点のなくなったと思われる、ただいま読み上げましたひすいにつきましては徹底的に調査していただきたい、こういうふうに思います。それからその遺物は何といってもこれはかけがえのないわれわれの文化財でありますので、すっぱ

っとけばどうのこうのと言うけれども、ただいま市長さんが言われたように、すっぱっという、これは教育にはならないと思うんです。皆さんにお見せしまして、それで教育の用に供するこれが一番よろしいと私は思いますので、ぜひとも、また教育長さんにおきましても教育の資料にするように、とにかく市長さんと教育長さんと一体になって、この郷土資料館等の建設にも力を注ぐ必要があるのではないかと思いますので、よろしく建設されるようお願いいたします。以上です。

○議長（秦 正一君）

これをもって、吹上遺跡出土品所在不明の件に関する緊急質問を終わります。（「休憩」と呼ぶ者あり）

これより議案第四五号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分報告承認の件を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。（「説明省略」と呼ぶ者あり）市長。

〔市長登壇〕

○市長（森田喜美男君）

議案第四五号につきまして提案の理由を申し上げます。

この議案は、日野市市税条例の一部を改正するもので、地方自治法第七十九条第一項の規定により、四月十七日に専決処分をいたしましたことを御報告し、議会の承認をお願いするものであります。詳細につきましては担当部長から説明をいたしま

すので何とぞ承認いただきますようお願いをいたします。以上です。

○議長（秦 正一君） 関係部長からの詳細説明を求めます。（「省略」と呼ぶ者あり）市民部長。

○市民部長（田倉高光君） 別に御説明を申し上げる点もございません。前回あらかじめ御審議をいただいて結論に至っておらなかった内容の条例でございます。よろしく願いをいたします。

○議長（秦 正一君） これより質疑に入ります。石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） この市税条例の大切な案件を私は議員として市長の専決にゆだねたということを、まず私は冒頭に非常に残念でないと申しておきます。

それから質問の要点は少なくとも今度の都市計画税が、いわゆるパーセンテージが上がったことによってはね返ってくる問題というのは、おそらく市長はお考えになってやられたと思うんですが、現実には日ごろ言われる弱者と称される家宅に入っている人なり、いわゆる小さい過小宅の人々に課税されてくるということを考えた場合に、こういう簡単にもっとあの議案のいきさつから見た場合に、専決をしないで六月議会ぐらいまで延びても慎重に扱うべきではなかったかと思うんですが、その点のお答えをお聞きしたいと思います。

ればならないということなんですか。

それからいま一点は、過小宅地なり弱者と称せられる人に、何か特別な措置を講ずるということの具体的な、何坪までの宅地に対してはしないとか、そういう具体的なことにお答えを願いたいと思います。

○議長（秦 正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 前段については私からお答えをし、それから後段につきましては担当の方からお答えをさせていただきます。つまり法律改正をしたんでありますからして、それに伴う市税条例は改正しなければならないのか、こういう御質問なんですが、都市計画税が認められておるといいますし、うか、都市計画税を徴しております。いわゆる三大都市圏、あるいは全国、そういう市でとにかく国の指導も一斉にやれという指導もありましたし、それからこのことは一念には今年の国の予算、つまり公共事業を行って景気を浮揚しようとする国の政策として行われている面もあるわけであります。つまりこれは全国的に取り組んでその効果を上げるところにあるところにあると思っております。私どもの市といたしましても、その、国の考えにのみ依存するわけではありませんが、今日都市計画事業はまず下水道事業を初めとたくさん取り組みをしなければならぬ仕事がありますので、そこで一定の判断を持ちまして、団体の自治という立場も考えまして、早く日野市をよくするた

○議長（秦 正一君） 市長。

○市長（森田喜美男君） 四月の四日にそのときの本会議に提案をいたしまして御質問をいただき、一応お答えを

まいりました。そしてその際御質問にお答えをする中で、いままわれしました弱者的な立場といましようか、過小宅地、ないし大衆課税的性格につきましては、何らかの方法で対策を行いたい。しかしその対策はいまかくの方法を持っておりますということは、直ちにはお答えをできません、というふうに表明をいたしております。そしてそのことはいま事務局においてあるいは他市等の事例等によりまして検討をいたしております。したがって何らかの対策をしなければならぬ、ということはお考えしております。ただいま御指摘の、六月議会までもおいて、ということは法のたてまえ上われわれの提案した理由からいましてあります。したがって多少議会とのお話もしたわけでありまして専決をさせていただいた、こういう経過でございます。よろしく御承認をお願いしたいと思

○議長（秦 正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 地方税法が変わっても必ずしも

も自分は税率を上げなければ市長の立場からいけば、提案したんだからああいういきさつで議会の承認が得られなかったから専決処分をしたということであって、必ずしも税率を上げな

めに必要である、こういう見解を持ったわけでありま

す。後段につきましては担当の方で取り組んでおります現状をお答えをいたします。

○議長（秦 正一君） 市民部長。

○市民部長（田倉高光君） それでは過小宅地に対する問題の御質問かと思っておりますけれども、このことにつきましてはもちろんこの税が普通税ではございません。特定財源と目されます目的税でございますので、税の課税の段階で、段階的に差をつけるということは違法性がございしますので、そういう問題につきましてはするわけにはまいりませんけれども、別途の施策として考えるべきだろうと、こういうことで理事者の方でも考えております。したがってそれに基づきまして何らかの施策を考えていきたい、こういうことで各市の状況とも連絡を取り、今後具体的な問題を打ち出していきたい、かように検討を進めておる段階でございます。以上でございます。

○議長（秦 正一君） 石坂勝雄君。

○十七番（石坂勝雄君） 市長はどうなんですか。いま

国がこの都市計画税の税率を改正した根拠は景気の浮揚策という、特に都市における基盤整備をするためと、いまの非常に景気が落ち込んできているという中で、一つの景気の浮揚策というようなことを考えると、市長の考えは国の施策と市長の考えとが一致しているということなんです。私はむしろ一般の、さっき市長も言われたように大衆課税的なものの方が、いわゆる景気浮揚策ということよりそっちに対する影響の方が強くはね返ってくるんじゃないか、こういうふうに考えるんですが、その点で市長は国と意図していることで良とするということならば、これで質問を終わりたいと思いますが、その点いかがですか。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

先ほどお答えの中でも国の意図はそれとおりうのみにするものではない、というふうにお答えしましたが、日野市の町づくりは、やはり急がさなければならぬという状況がございますので、全国的な各市の動向もまさにそのようでありまして、わが市も町づくりの達成のために市民の方々の御協力を特にお願いをする、というふうに考えに立ったというふうにお答えをしたわけであります。

○議長（秦 正一君）

竹ノ上武俊君。

○二十四番（竹ノ上武俊君）

重複する点がありますので確認の意味で簡潔に質問いたしたいと思っております。

いうことは、賃貸の民間アパートなども含め、住民生活の圧迫になるわけですから、そういう点でこの専決処分した増税分については、はっきりとやはり身近な町づくりに環元をして、下水道建設の受益者負担をゼロにしていくなか、そのくらいの決意で専決処分をしたのかどうか、そういう決意でされたかどうか、という点をもう一度確認していただきたいと思います。

三点目は、過小宅地などに対しては、やはり何らかの施策によって軽減措置を結果的に講じていく、そういう点をもう一度確認していただきたいと思います。

以上三点について明快に答弁をしていただきたいと思います。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

かねて機会ある都度お話ししておりましたとおり、地方自治体のわれわれは権限の拡大、それから自主財源といえましょうか、自主課税権の拡大、それから国に求めましては、地方交付税等の交付の拡大、それから超過負担の解消、いろいろ運動方針といたしましては、いま申し上げるようなことをいろいろの立場で主張しておるわけであります。今後またその考えであることはもちろんであります。

それから今回の市税条例の改正措置に伴いまして生じてまいります財源は、これは先ほど言いました下水道事業を初めとし、そのほか急速な都市化に一年でも早く基盤の整備、ないしは市民要求の整備、これらのことにちろん目的を持って投入をし、

今回のこの市税条例の一部改正の専決処分の件につきまして、たとえば法人市民税の均等割りの課税区分などの改正という点では、従来八千円から八万円という範囲であったものを、税負担能力の高い資本金の、あるいは従業員数の多いところ、そういう大企業に対して、八十万円まで均等割りを課税するというような点は、市民の立場から考えて、一定の前進というふうに評価することもできるわけでございます。しかし、元来、地方の財政については、もっとも私は、地方交付税などを増額するという方向によって解決するのが当然ではないか、というふうに考えております。ところが、今回の地方税の改正については、国会におきまして共産党を初めとする野党が、すべて反対あるいは修正案などを出しているにもかかわらず、自民党が単独で強行に増税の決定をして、地方自治体の方向に圧力を加えてきているというふうに聞いております。そういう点で、第一点の質問としては、市長にはっきりと答弁してもらいたいんですけれども、地方の財源をふやしていくという点については、従来から市長が主張されているように、地方交付税の増額とか、超過負担の解消、こういう点でもっとも強く政府に迫っていく必要があると思っております。そういう御決意で今後も中心的には進まれるかどうか、という点を確認しておきたいと思っております。

それから二点目は、やはりこの中で都市計画税率の五割増と

その成果が上がってくるということは、間違いありません。そのつもりで、ありがたく使っていきたい、こう考えております。それから大衆課税的な部分につきましては、一つの例といたしましては、いずれ起こる下水道事業の受益者負担、これらを軽減する財源になることは、これはもう必ず可能である、こう考えておりますが、ゼロにするということが、この財源によって可能であるかどうかは今後の検討課題だと、こう思っております。

御承知のとおり、人口急増の中で都市計画事業、しかも都市基盤の整備という形で急いでおります公共事業、当面してたくさんあります。またいい町に将来残していくためには、もっとも公共用地を確保いたしまして、そうして緑の保全、保護でありますとか、あるいは文化施設等でありまして、もうその金はたちまち何倍かになって市民にお返しができる、このように考えておりますので、ぜひ御承認をいただきますように重ねてお願いをいたすわけであります。

○議長（秦 正一君）

よろしいですか。（「はい」

と呼ぶ者あり）次に三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）

三点ばかりちょっとお尋ねいたしますが、まず第一に都市計画税の引き上げにつきまして、五割と言えば大幅な引き上げということになります。この引き上げについて急務を要し、議会を開くいとまがなかったとい

う、いわゆる百七十九条ですか、自治法の、その三項に該当すると市長が考えたことを、もう一回端的に申し上げていただきたい、とかように思います。

それから二点といたしまして、いやくも自治法の九十六条にありますとおり、議会の議決事件といたしまして、条例を設け、またこれを改廃すること、ということが一番大事な仕事である。議会の任務というのは、予算を決定し、条例を設けあるいは改廃する、ということが最も重要な任務である、こういうふうにとっておりますが、その任務の中で、いわゆる議決しなければならぬというふうな、義務事項にまで議員に課せられているようなこの案件を実際には専決したわけでございますが、この点につきまして、専決するに当たりまして、議長とどのような話し合いをして専決されたか、話をしたか、しなかったか、そこいらのところをひとつお答え願いたい。

それから先ほどの質問にもありましたが、三点目には、本年少なくとも二億五千万程度の都市計画税の引き上げが見込まれる、というふうな状況の中で、目的税であるがために、市長の先ほどのほかの議員さんのお話に対して、一年でも早く使うようにする、というふうなことを言っていました、本年二億五千万であったものが、たとえば上がったときにその金をどのようにするか。あるいはまた、来年は課税がいゆる評価替えの年度であるということになりますと、もちろんそれ以上の増収が

見込めるといふふうになりますが、それらの使途目的をどのようにされるか、ひとつお聞かせ願いたい。以上三点にわたりますて質問いたします。

○議長（秦 正一君）

市長。

○市長（森田喜美男君）

専決をいたしました理由は、先本会議に提案をいたしまして、御審議をお願いしたわけですが、議会の審議が終わらないままに議案が議会という経過がありました。それらの状況の中で、専決を市長がしたらいではないか、というお話も多少聞いております。このようなこともお話をしております。したがって、急施を要するかどうかということは、四月一日から施行することをたてまえとする税制でありますので、急施を要するというふうにおとりをいただけるんではなからうか、と思うております。

それから三番目の御質問は、増税分の歳入につきましては、六月議会に補正予算の中で明らかにしていきたい、こう考えております。以上のとおりでございます。（「議長と話し合ったかどうか」と呼ぶ者あり）

議長とは余りはっきり覚えておりませんが、とにかく議会でもいろいろなお話を伺った、こういう経過がございます。（「結構です」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

ほかに御質疑はありませんか。

お諮りいたします。ただいま議題となっております本件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 正一君）

御異議ないものと認めます。よって本件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件について御意見があれば承ります。一ノ瀬隆君。

○二十三番（一ノ瀬 隆君）

第一回定例会が流会と

なり、議案第四一号が廃案となりましたので、この市税条例の改正が専決処分され、その承認を求めたのが、この議案第四五号であります。この市税条例の改正は、都市計画税の五割アップという市民にとって非常に大きな影響のあるものを含んだ重要な改正であります。地方税法の一部改正を受けての条例の改正ではあります、今回の法律の改正の骨子は、大部分が租税要件明確主義の原則から、条例に委任されている部分が多くあります。したがって、市長の専決によるようなことはせずに、議会で十分審議する必要がある、とこういうのが私たちの主張でありました。

第一回の定例会が、この議案を審議するために四月十五日まで延長されましたが、結果的に午後五時の時間延長がなされず、流会となりました。私も社会党は、この重要な議案を審議す

る必要があること、ましてや、二月の市議会議員選挙で新しく市民の代表として選ばれた議員による最初の定例会が、流会というようないり切れトンプで終わってしまったのは、市民に対して申しわけないと考え、議会を続行することを強く希望いたしました。（笑声）社会党議員団五名、全員流会になってはならないと、当然の行為として五時十分前にはこの議席に着きました。残念ながら他会派の議員は、だれ一人議席に着く者はなく来たのは中村事務局長ただ一人で（笑声）午後五時を回り、遺憾ながら流会となりました。議案第四一号も第四三号も廃案となったのであります。この市税条例の改正の議案は廃案となったのであります。この市税条例の改正の議案は廃案となったのであります。市長として市政執行上改正せざるを得ない、やむを得ぬ事情があったことは認めざるを得ません。一番大きな問題である都市計画税のアップも、これを実施しなければそれだけ地方交付税が減額されるという現実、憲法で保障されている地方自治を尊重しない自民党政府のもので、しかたのない実情であります。また都からの指導が、四月十五日まで改正せよという事情、そして改正するためのコンピューター組み込みなどの事務処理上の時間的な問題を考えた場合、専決せざるを得なかったものと考えます。しかし、この改正には幾つかの問題点がありますので、これらについて意見を申し添え、この専決処分を承認していききたいと考えます。今回の法改正と、それを受けた条例改正において、法人市民税均等割りの税率の引き上げ、輸出

関連中小企業者等に対する措置などについては、一定の評価はできませんが、都市計画税の五割アップなどの勤労市民の増税には大きな問題があります。今回の改正のそれぞれの分野について見てみますと、まず市民税ですが、法人市民税均等割りについて、資本など十億円を超える税率を引き上げ、円高により影響を受ける輸出関連中小企業者等に対する措置などについては、一定の評価をすることができます。しかし、大企業については、実質的な税負担が下がっている実態などから、改正された地方税法に定められた制限税率まで適用するよう検討すべきだと考えます。

次に固定資産税についてですが、課税標準の特別措置を行う一方で、新たに非課税措置や特例措置の適用期限の延長などを図るなど一向に企業優遇税制の姿勢と不公平税制の実態は改められていません。むしろ私も社会党が主張してきました大企業に対する事業用資産に対するの不均一超過課税によって、課税自主権と財源確保を図ることが、真に自治を創造することになると考えますので、この課税自治権の行使を一刻も早く実現すべきであることを、この際申し上げておきたいと思います。

次に問題の都市計画税であります。市街化区域内の土地、家屋を対象に、一挙に五割増し、〇・五%から〇・三%にするということは、大衆課税強化になり、家賃、地代のはね返りが当然予想され、インフレ不況と雇用不安のもとで市民生活の圧迫

以上、意見として申し上げ、この専決処分を承認いたしたいと思えます。以上です。

○議長（秦 正一君）

三浦重春君。

○三十番（三浦重春君）

都市計画税の点につきまして若干意見を述べさせていただきます。都市計画税は、もうすでに御案内のとおり、目的税であるということでございます。事業に要する費用の範囲については、いままでも実施したもの、あるいはこれから実施するもの、現在実施中のもの、というものの対する都市計画に対して、あるいは区画整理に対して、直接間接の費用を支出するんだと規定しておりますが、その課税対象はあくまでも応益的因果関係に着目して、固定資産に税源を求めているということでございます。いわゆる応益的財産課税であるというふうになっておりますが、最近、行政に携わる人たちが税制を財政的なレベルから考えて、一たん市に入れば何に使ってもいいんだ、というふうな考え方の中で経費を支出している、ということが非常に多いわけです。法の定立の要件から考えればこれはおのずと決まったものがあるんだというふうに考え、しかも私もから言わせれば一つの契約的税金なんだと、こういうふうにとっているんだし、現在、税法的にもそういうふうな考え方を持っているというのが実態でございます。そういう中から憲法論から考えても、いわゆる人権論的な視点を十分検討しなければならないというふうに考えるわけ

は必至であります。したがって、現行税率を引き上げる場合は、私どもも固定資産税について主張してきました不均一超過課税と同様の不均一課税を実施することなどによって過小宅地などの個人に対しての軽減措置を講ずべきであります。都市計画税が任意の目的税である点に着目して、個人に対して軽減措置を図ることについて、将来、十分な配慮を加えていくべきであることを強く主張しておきたいと思えます。

なお、この都市計画税の五割アップによっての日野市の増収が約二億三千万円ということですが、条例を改定せず、都市計画税を増額しないということになれば、地方交付税の算定がこの二億三千万円の収入を見込んでなされるということですから、地方交付税がそれだけ少なくなり、市の財政にとって大きな問題となるわけです。したがって、この際、市民生活を守っていく上で、この条例の改正はやむを得ない、と考えざるを得ません。

最後に事業所税について触れておきたいと思えます。これは条例には入っていませんが、今回の法律の改正に入っていますので、一言触れておきます。事業所税は、昭和五十年度に新設され、都市環境整備の費用に充当させる目的税であります。三多摩では、武蔵野市、三鷹市、八王子市の三市のみで適用しております。日野市でもこの三市と同様に法定外普通税として採用するよう至急検討すべきであると考えます。

で、現在、いままでもたとえば都市計画税が千分の二ということ、まあまあ千分の二程度でいままでもならされたもので、たとえ評価基準が上がったとしても、どうやら何とか皆、市民ががまんしておったわけですが、ここで五〇%の値上げということになりますと、非常にいろいろな影響が出てきて、いわゆる都市計画税本来の引き上げについて、市民の方で法律的な問題点とか、あるいは行政上の問題とかいうものについてかなりきびしくチェックされてくると。現在、私もこの間、広報によりまして、都市計画税が五〇%上がりまうという広報が出たもので、いろいろなところから問い合わせがきているわけです。まず第一番に、議会はとんでもないと、あんな五〇%も都市計画税を上げて何事だ、というふうで、私も非常にあつちからこっちからおしかりをこうむっているわけなんです。それで説明ももてなかなかわからない。これは何か専決したんでしょ、と、専決とは何だなんてことで、いろいろ時間を費したわけですが、いずれにしてもこういうことで重大な問題が専決されたということで、市民に対してはよほどPRしないと、これは大きな問題になってしまいうというふうなことで、私は意見を五つばかり述べたいと、時間もないのできわめて簡単に申し上げます。

まず第一点、これは固定資産税も含めて都市計画税、あるいは道路交通税とかそういうものがありますが、すべて物税であ

ということの中から、しかも法の定立について、いわれ、故事来歴をたずねれば、当然、使途、目的が決まっておるというのが一応定説でございます。そういう中で、昭和四十三年から都市計画税が創設されたわけでございますが、日野市におきまして、四十三年を一〇〇％といたしますと、ことは五十三年度は九〇〇％だというふうになりますので、九倍の税金にはね上がっているということでございます。ちなみに四十三年から四十四年、四十五年、四十六年、四十七年までは、都市計画税と固定資産税を合わせた金額よりも土木費の支出の方が多かったと、したがって消防費を入れればさらに大きくなると、大体土木費と消防費が固定資産税、都市計画税の基準になるといふうに学説的にも言われておるので、そういうことから考えますと、四十七年まではほとんどその物税が百とすればそれに対応して百二十ぐらいの支出をしておったと、例を言えば五億三千四百万の四十三年度の収入に対して六億五千八百万だと、こういうふうに出支の方が多かったと、ところが四十九年ごろからだんだんに支出が少なくなってきた、たとえば五十二年、五十三年の金額を見ますと、収入が三十一億八千七百万に対して正味支出が十億一千三百万だと、五十三年度においては、三十六億七千六百万に対して正味支出十四億一千五百万というふうになりました、固定資産税あるいは都市計画税を合わせたものに對して三二％から三五％が支出されているにすぎない、こ

ういうふうに考えられるわけで、ますます重税化される市民が、何で税金を応益負担の原則にのっとって使わないのか、というふうな疑問が出てきて、電話の結果になったというふうに考えます。都市計画税を見ましても、たとえば五十二年には四億三千五百万の収入に対して正味支出四億一千九百万、一千六百三十九万八千円が少なく使われている、入ったよりも。五十三年においては四億八千四百万に対して六億二千二百万、これは一千三百七十万の一応増加になっているというふうなことで、やはり完全なる目的税においてすらどうも正当な支出がなされていないというふうに見受けられると。現在、政府自民党が都市計画税の五〇％アップを決めた底流におきましては、都市基盤の整備がきわめて進んでいると、それについては資金が相当いると、それは確かに現在の不況の克服ということ、公共投資を盛んにさせるという意味もあつたんだろうけれども、それよりも都市基盤の整備に金を使っているから少しふやそうではないか、というふうなことから起案されたということが主税局の見解でございます。そういうことから考えてやっているわけですが、日野市の実態をみると、年々大した動きがなく、横滑りの状況であるということになれば、上げた金をどうするんだということの市民の心配がそこに出て、それほど上げなくてもいいんじゃないのかというふうに話が出てくる、ということになるというふうな状況の中から、この使い方から考えると、現在

さほど一生懸命になって五割も上げなくてもよろしいんじゃないかと、もっと何かほかに考え方があんじゃないかと、このような考え方を持って第一点は申し上げたわけでございます。

第二点に考えますと、地価の上昇に伴って私ども住宅用地の税負担がますます重くなっている。先ほど言ったとおり四十三年には百だったのが、五十三年には九百になってしまったというふうな状況で、ますます年々歳々ふえてくるということでございます。自治省の税務局の見解でも、収益性のある土地とかそういうものに見越しをつけたということをやっておりますが、それも先ほどもほかの議員さんから話もありましたが、いわゆる生存権的財産ということを考えれば、これは現在の評価基準が果たして妥当であるかどうかということが大きな問題になってくるんだと。確かにほかの企業に使ったり、いわゆる資本的財産とか投機的財産権というふうなものについては、私はやはりある程度、不均一課税というふうなもので取ってもやむを得ないんじゃないかと、また取っても大丈夫だという底力があると、こういうふうにみておりますが、生存権財産については、うっかり取るといわれる憲法違反になってしまふ、こういうことから考えると、これはよほど考えないといけないんだと、議員の皆さんからも意見もありますが、私も同感でございます。

憲法の十三条には、これは国民は個人として尊重されるんだと、市長も憲法を市政に生かそうということで、まず税

制から市政に生かしていただきたいと、かように考える意味で申し上げるわけですが、十三条においても、あるいは二十五条においても、二十九条の点においても、いわゆる元本不可侵の原則ということから考えても、これは都市計画税等の課税に当たりまして、現在、総評におきまして千葉の地裁で固定資産税並びに都市計画税課税の根源であるいわゆる評価基準が違憲であるということ、総評の代表者が代表になりました違憲闘争を訴訟でやっているというふうな実態でございます。私どもその訴訟文を読みまして、なるほど正しいなというふうに考えているわけで、これはいづれ最高裁までの問題になると思いますが、いずれにいたしましても、学界におきましてもその点大きく注目しているという状況でございます。したがってこの憲法の十三条、二十五条、あるいはまた二十九条の観点から考えても、都市計画税の現在のかさ上げにつきましては違憲の疑いがある、かように考えるわけでございます。

なお、もう一つ、その次は南が丘とか、鹿島台とか、京王平山台あるいは多摩平の団地、あるいはその他百草、高幡の団地という団地あたりは自力で開発しておると、地区センターもつくったり、あるいは道路をつくったり、公園をつくったり、水道をつくってみたり、下水道まで処理してあると、いかに市で応じていると、市の下水道の恩恵をこうむらなくても大丈夫

なんだというところもあり、道路もとんでもないところをつくられても何の市民に対しては恩恵がないというふうな実態があるわけでございます。それから考えて、都市計画税をもしもそれから取るならばこれは二重課税だと、税金においては二重課税は防止しております。そういう中から二重課税を取るということをあえてするというのも、これは憲法の十四条と自治法の十条ないしは地方税法七条、六条に違反しておるといふふうに考えるわけでございます。ちなみに憲法十四条では、国民は法律のもとで平等でなければいけないんだというふうになっておりますが、取られるだけ取られてちっとも仕事をしてくれないということになるような状況においては、あるいはより以上に金を出しているというふうな状況で、さらに変な金を取られるということになれば、これは十四条に違反するんだと、なお自治法の十条には、「住民は、法律の定めるところにより、その属する普通地方公共団体の役務の提供をひとしく受ける権利を持つてゐる。」またその反面、負担を分任する義務があるんだと言いますが、これは裏を返せば提供した役務が等しくなければ負担を分任しなくてもいいんだと、こういうことなんです。これはすでに開発されたところとか、そういうところに大きく言えるということでありまして、それで地方税法においても六条、七条でいわゆる日野市でも一番率先して、率先してかどうかわかりませんが、不均一課税をやりましたが、この不均一

反対するならば、この都市計画税の値上げについても反対しなければ一律背反であるというふうに考えられるわけでござい

ます。そういうことでいろいろ憲法とか、あるいは地方自治法、あるいは地方税法等におきましていろいろと見解があるわけでございます。特にこの自治法九十六条の先ほど私言いました。条例を設けたり、改廃することは議会が議決しなければならなんだ、というふうに義務づけられてある仕事に対して、これを放棄するということは何か自分の権利を放棄しているということにも考えられ、またこの仕組みはいわゆる間接民主主義の政治によって住民が議員なら議員に、代弁していろいろ審議していただきたいというために議会があり、その議会の審議機関をくぐらないで、しかも税金のようなものを大衆収奪といひますか、強制力のある強制収奪のものである税金を、何ていうか自分が法律だというふうな気持ちで、独裁的に一応自治法の百七十九条があるから、それにのっとって、というふうなことでやるということは、市民参加あるいは民主主義に違反するんじゃないかと、こういうふうな考えの中から考えると、私はやはりもっと慎重に拙速よりも巧遅をたつとんで、この議案は、特に都市計画税にしましてはお考えになっていただかなければならないんじゃないか、というふうな考え方を持っているわけでございまして、この実際には実効がないかも

課税の裏返しができるのではないかと、かように考えております。したがって市長もそれに属するようなことを言うておりますので、早くその点はやってもらわなければならないんじゃないかというふうに考えます。

あと、先ほども皆さんから出ているようですが、大衆課税だと言われますが、確かにそうです。二万五千がたしか説明によりますと課税世帯だと言われたように聞いておりますが、先ほども言われましたが、この税金は転嫁いたします。したがって家賃とかそういうものの算定基準も、固定資産税の評価額とそれの百分の五に都市計画と固定資産税を足したものが地代の相当額だ、というふうに法的にも決められておいて、家賃、地代闘争におきまして、訴訟におきまして、いつもこれが引用されるということで、固定資産税あるいは都市計画税が上がることはもうすでに判例によって明らかでございます。

議会では先般、公団の家賃の値上げということに反対しておりますが、これは全員一致で反対いたしました。これはやはり公団の家賃はそんなにむやみに上げるものじゃないんだと、いわゆる基本的な人権という問題もあるので、苦しいものを上げられては困るということでやったわけでございますが、この都市計画税の値上げがあると当然、公団の家賃も上がってしまうということなので、議会におきましても、公団の家賃の値上げは

しませんが、専決の処分の特に都市計画税の点につきまして承認したいと、かように考えておるわけでございます。

○議長（秦 正一君） ほか御意見ありませんか。なければこれをもって意見を終結いたします。

これより本件について採決いたします。本件は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 正一君） 御異議ないものと認めます。よって議案第四五号、日野市市税条例の一部を改正する条例制定の専決処分の報告承認の件は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終わりました。

これをもって、昭和五十三年度第二回日野市議会臨時会を閉会いたします。

午前一時三十二分開会

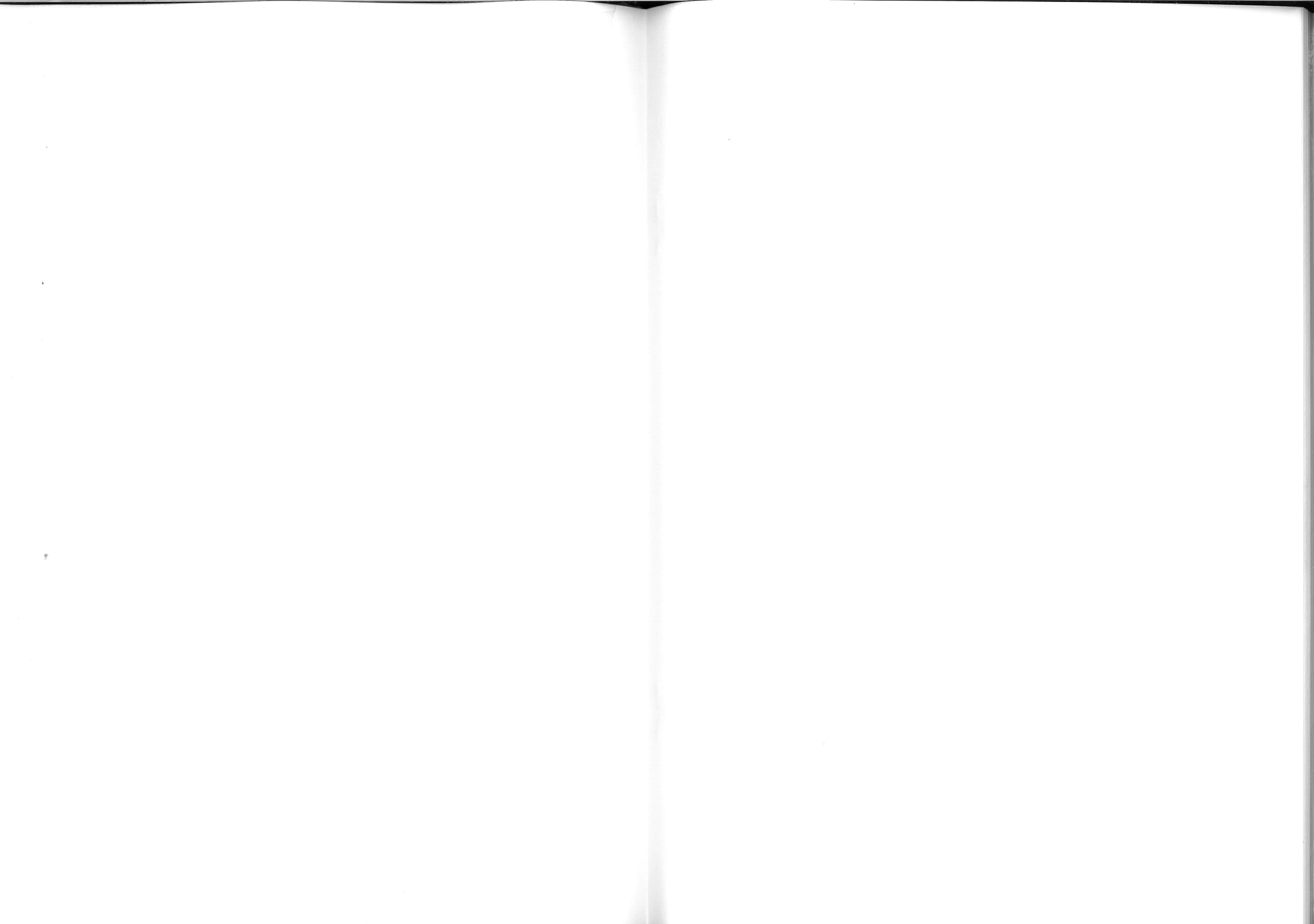
右、会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証し、ここに署名する。

昭和五十三年五月 日

日野市議会議長 秦 正一

署名議員 飯山 茂

署名議員 川嶋 博



日野市立図書館 ☎81-7354



1380727